G I G A スクール構想下における 地方財政負担の状況について

令和4年3月

全国都道府県教育長協議会第4部会

目次

I	調	査研	究	(D)	趣	山目		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
П	調	查概	要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
Ш	調	査結	ī果																															
]	L	GΙ	G	A	ス	ク・	一)	ルオ	構	想	実	現	に	係	る	費	·用			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	2	1人	. 1	台	端	末剂	舌月	用(か	た	め	に	必	要	ح :	な	つ	て	き	7	V	いる	5 星	動 戸	Ħ		•	•	•	•	•	•	•	6
į	3	G I	G	A	ス	ク・	一 ノ	ルオ	構	想	実	現	を	支	え	る	職	員	0	酉	l置	引	尺沙	己		•	•	•	•	•	•	•	1	4
4	1	今後	この	支	出.	見ì	込		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
Ę	5	まと	め		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
6	6	提言	Î	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
IV	調	査集	計	結	果																													
【割	問査	1]	自	治	体	にこ	おり	ナ	る:	学	校	の	Ι	С	Т	関	係	:決	算	見	辽	[Z	+0) }	犬沙	卍↓	こ	関-	す	る	調	査		等
		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
【割	問査	2]	デ	ジ	タ	ル	教材	才(のり	購	入	費	用	に	関	す	`る	調	査	:		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
【割	問査	3]	人	員	のi	配記	置り	こ	翼`	す	る	調	査			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
【割	問査	4]	端	末	Ø	持	ちり	帚	りょ	等	に	関	す	る	調	査	:		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
【訂	問査	5]	令	和	4	年月	要り	以	降	の	Ι	С	Τ	関	係	予	算	:VZ	関	す	る	。誹	司才	ī		•	•	•	•	•	•	•	5	1
V	全	国都	道	府	県	教	育力	長†	協	議	会	第	4	部	会	·構	成	[員	.名	簿	Î		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
VI	調	査票	î	•		•	•		•	•	•	•	•	•						•			•	•			•			•		•	5	3

I 調査研究の趣旨

Society5. 0^{*1} 、 DX^{*2} という言葉が浸透する中、子供たちは、ICTを日常のものとして使いこなし、やがてICTによって社会を持続・発展させていく社会人となることが求められている。他方、我が国においては、学校における ICTの利活用で世界の後塵を拝する状況にあり、文部科学省は、教育のDXを強力に推進するため、令和元年度に「 $GIGA^{*3}$ スクール構想」を打ち出した。さらに令和2年度には、新型コロナウィルス感染症への対策としてオンライン授業等の環境整備のための計画を前倒しし、特に小中学校を中心として、全国の学校現場におけるICT化は一気に進んだ。

時代の流れや世界の情勢から、教育のDXとそのための教育現場のICT化は当然の趨勢と言えるが、今般のGIGAスクール構想は、国の強力な支援により整備が進んだ面が大きく、しかも学校教育の姿の大きな変革が著しい早急さで進められたものであり、学校教育の前線となる学校現場及び自治体では、その急激な変化や将来に向けた環境維持に関して戸惑いや不安も聞こえてくるところである。

また、今後は、この間整備された学校教育情報基盤の更新や、デジタル教科 書をはじめとする新たなソフトの導入が必要となる。

そこで、全国都道府県教育長協議会第4部会では、教育財政の観点から、GIGAスクール構想下における全国自治体の予算・決算、デジタル教材の導入、情報化担当職員体制及びGIGAスクール構想の実現に重要とされる端末の持ち帰りについて、それらの現状と課題、その対応状況や考え方等について考察することで、今後必要となる国及び自治体の施策検討に資する基礎的データの作成を目的として調査研究を行ったものである。

^{*1} 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く第5の社会を指し、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会とされる。

^{*2} Digital X (Transfomation) の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

^{*3} Global and Innovation Gateway for All の略。

Ⅱ 調査概要

- 1 調査対象 全国の教育委員会(学校組合教育委員会等を含む。) 回答数:1,816(都道府県47、市区町村等**1,769)
- 2 調査期間 令和3年8月16日から令和3年9月17日
- 3 調査内容

「調査票」

- 【調査1】令和3年度自治体における学校のICT関係決算見込みの状況に関する調査
- 【調査2】デジタル教材の購入費用に関する調査
- 【調査3】人員の配置に関する調査
- 【調査4】端末の持ち帰りに関する調査
- 【調査5】令和4年度以降のICT関係予算に関する調査
- 上記「調査票」のほか、文部科学省の以下の調査等を活用
 - ア「令和元年度自治体における学校のICT関係決算状況等調査」
 - イ「令和2年度自治体における学校のICT関係決算状況等調査」
 - ウ「令和2年度公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費事業施行状況 調べ都道府県まとめ」
 - エ「公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器購入事業及び公立学 校情報機器リース事業)事業完了実績報告及び年度終了実績報告一覧 表」

※令和2年度の全報告一覧表

4 研究担当県 高知県、沖縄県

^{*4} 市(政令指定都市を含む)、特別区、町、村、学校組合教育委員会等。

Ⅲ 調査結果

調査の結果について、次のとおりまとめる。

1 GIGAスクール構想実現に係る費用

ここでは【調査1】の結果から、令和元~3年度における全国の自治体の ICT関係予算の推移を確認する。

本データは、以下の調査票等について集計を行ったものである。

調査票

【調査1】令和3年度自治体における学校のICT関係決算見込みの状況に関する調査(【令和3年度補助金・交付金事業】を含む。)

国の調査等

「令和元年度自治体における学校のICT関係決算状況等調査」

(文部科学省が毎年度全国の自治体を対象に実施している、学校のICT関係決算状況についての調査。この調査の項目に合わせて、上記【調査1】の調査票を作成した。今回は、令和元年度の決算状況について各自治体で改めて回答作成する作業を省力化するため、各自治体より文部科学省に提出済の当該調査の内容の提供を受け、活用した。)

「令和2年度自治体における学校のICT関係決算状況等調査」

(上記調査の令和2年度分。ただし、令和2年度については、国庫補助金が当該調査の対象外とされており、当該資料だけでは国庫補助金を含めたICT関係決算の全体的な規模が分からないため、国庫補助金額を把握する資料として、以下の資料についても併せて各自治体より提供を受けた。)

「令和2年度公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費事業施行状況調べ都道府県まとめ」

(小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援する国庫補助金「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」に係る文部科学省への提出書類の1つで、ネットワーク整備等に係る契約・支出状況を報告するもの。)

「公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器購入事業及び公立学校 情報機器リース事業)事業完了実績報告及び年度終了実績報告一覧表」

(主に小中学校の児童生徒が使用する情報端末の整備を支援する国庫補助金「公立学校情報機器整備費補助金」に係る文部科学省への提出書類の1つで、学習者用情報端末の購入及びリースに係る実績額を報告するもの。)

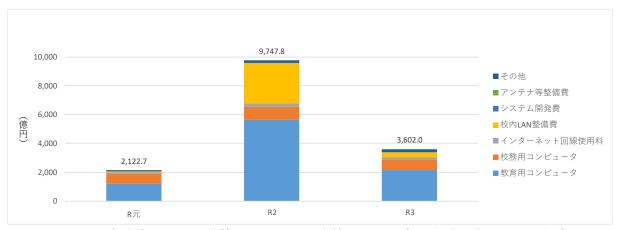


図1一1 自治体における学校のICT関係決算(見込)全国合計(令和元~3年度)

令和元年12月に国がGIGAスクール構想を打ち出し、全国的に学校の情報基盤の整備が強化されることとなった。当初は令和5年度に全国の小中学校における1人1台端末の整備を達成するとされていたが、その後、コロナ禍でオンライン授業の必要性がクローズアップされたこと等から、令和2年度に達成するよう計画が前倒しされ、国の公立学校情報機器整備費補助金の拡充に伴い、令和2年度には全国の自治体のICT関係決算が急激に増大している。

図1-1は、GIGAスクール構想の全国的な影響を概観するため、令和元~3年度の全国の自治体(都道府県及び市区町村等)におけるICT関係決算(見込)の額を集計したものである。これを見ると、令和元年度の2,122.7億円から令和2年度は9,747.8億円と約5倍の伸びとなっており、翌年となる令和3年度には3,602億円(見込)と前年度の約3分1まで急減している。

なお、令和3年度は、令和元年度に比べ約1.7倍の増となっているが、これは令和2年度の整備が間に合わなかった自治体の繰越等の影響が考えられる。

構成比を見ると、補助金の対象である「教育用コンピュータ**」及び「校内 LAN整備」の増減が大きく、「校務用コンピュータ**」等その他の内訳は増 減幅が小さいことから、GIGAスクール構想による影響であることが確認で きる。

^{*5} 授業等で使用されるコンピュータ。児童生徒が使用する「学習者用コンピュータ」と教員が使用する 「指導者用コンピュータ」がある。このうち、学習者用コンピュータが令和2年度補助金の対象となった。

^{*6} 授業等以外の校務(例:成績管理等)で使用されるコンピュータ。

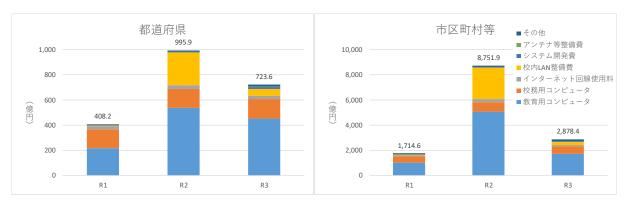


図 1 - 2 自治体における学校の I C T 関係決算(見込)都道府県・市区町村等別 (令和元~3年度)

図1-2は、図1-1を都道府県と市区町村等の別に分けたものである。都道府県・市区町村等ともに、図1-1同様、令和2年度に大幅な伸びを示し、令和3年度に減少しているが、市区町村等の増減の度合いが都道府県よりも著しい。これは、令和2年度補助金の対象となる「学習者用コンピュータ」の対象が主に小中学校であったことから、小中学校を所管する市区町村等でGIGAスクール構想の影響が顕著に現れたものと考えられる。

また、令和3年度に入って、令和2年度補助金では対象となっていなかった 指導者用コンピュータ等を補助対象とする「学校のICTを活用した授業環境 高度化推進事業」及び各自治体が自立してICT活用を進める運営支援体制の 整備のための「GIGAスクール運営支援センター整備事業」の補正予算が組 まれたことや、小中学校に比べて整備が遅れている高等学校の学習者用コンピ ュータの整備を促す通知*⁷が文部科学省から発出されたこと等から、今後も自 治体におけるICT関係費用は増加するものと見られ、こうした予算の確保が 課題である。

^{*7} 令和3年12月27日付け3文科初第1747号「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について(通知)」

2 1人1台端末活用のために必要となってきている費用

ここでは【調査2】及び【調査4】の結果から、1人1台端末を整備した後の次の段階である「活用」のために必要となる費用の状況を確認する。

本データは、以下の調査票について集計を行ったものである。

【調査2】デジタル教材の導入費用に関する調査

【調査4】端末の持ち帰りに関する調査

(1) デジタル教材の導入費用

(単位:団体、千円)

	有効	1	ードウェア		ソフトウェア					
初期費用	回答数	自治体数	金額	平均額	自治体数	金額	平均額			
都道府県	47	2 (4. 3%)	1, 795	898	18 (38. 3%)	263, 144	14, 619			
市区町村等	1, 739	130 (7. 5%)	2, 173, 730	16, 721	965 (55. 5%)	14, 801, 830	15, 339			
計	1, 786	132 (7. 4%)	2, 175, 525	16, 481	983 (55. 0%)	15, 064, 974	15, 326			

維持費	有効	1	ードウェア		ソフトウェア					
(月額)	回答数	自治体数	金額	平均額	自治体数	金額	平均額			
都道府県	47	2 (4. 3%)	2, 497	1, 249	9 (19. 1%)	76, 197	8, 466			
市区町村等	1, 739	84 (4. 8%)	229, 335	2, 730	448 (25. 8%)	873, 825	1, 951			
計	1, 786	86 (4.8%)	231, 832	2, 696	457 (25. 6%)	950, 022	2, 079			

※「自治体数」は金額の回答がある自治体数。

表2-1 デジタル教材の導入費用

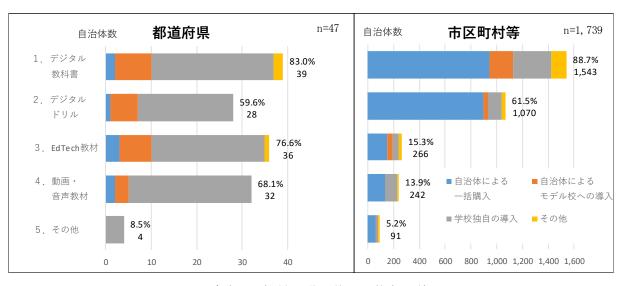


図2 デジタル教材の導入状況(複数回答可)

デジタル教材の導入費用について集計した結果は表2-1のとおりとなっている。デジタル教材は、GIGAスクール構想の進展に伴い、活用が伸びていくことが想定され、今後この費用が更に増大していくものと考えられる。

図2を見ると、都道府県では、「1.デジタル教科書」「2.デジタルドリル」「3.EdTech教材」「4.動画・音声教材」の各種教材の導入がいずれも 5.0%を超えており、各種類が比較的偏りなく導入されている。

市区町村等では、「1.デジタル教科書」が88.7% (1,543団体)、「2.デジタルドリル」が61.5% (1,070団体)と過半数の自治体で導入されている一方で、「3.EdTech教材」及び「4.動画・音声教材」は10%台となっており、種類によって導入状況に差が見られる。

導入手法による内訳では、都道府県では「学校独自の導入」が最も多く、市 区町村等では「自治体による一括購入」が最も多い。

都道府県で各種類にわたって導入されていることについては、「学校独自の 導入」比率が高いことから、各学校がそれぞれのニーズに応じて導入を図った 結果であること等が考えられる。

市区町村等で「デジタル教科書」「デジタルドリル」の導入率が高いことについては、「自治体による一括購入」率が高く種類が絞られる傾向にある中、主に所管する小中学校において特に重要な基礎学力の習得のため、基本となる教科書・ドリルの導入が先行した結果と考えられる。

なお、都道府県では、最多の「デジタル教科書」でも83.0%(39団体)、「デジタルドリル」では59.6%(28団体)の導入率であり、各種類において約2~4割が未導入の状況であり、市区町村等では、最多の「デジタル教科書」で88.7%(1,543団体)、「デジタルドリル」で61.5%(1,070団体)、「EdTech教材」で15.3%(266団体)、「動画・音声教材」では13.9%(242団体)となっており、種類によっては約8割が未導入の状況である。

(2) 1人1台端末の持ち帰り

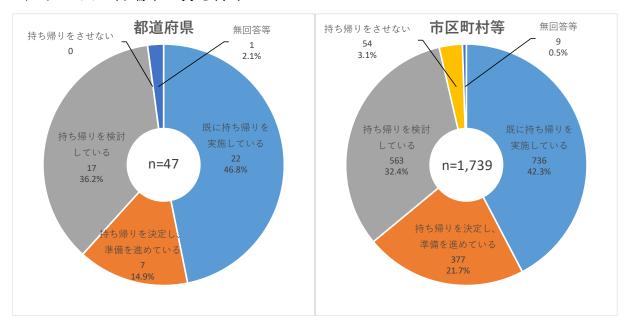


図3 端末持ち帰りの検討状況

端末の持ち帰りの検討状況については、図3のとおり都道府県・市区町村等ともに、「既に持ち帰りを実施している」は4割台であり、半数以上が持ち帰りを未実施の状況である。

GIGAスクール構想においては、児童生徒が学校においても家庭においても情報端末を使用して学びを深める姿が目指されており、文部科学省も端末の持ち帰りの実施を呼びかけている**ことから、今後、全国の自治体の大多数が持ち帰りの実施に取り組むと考えられるが、そのための課題の解決とそれに伴う費用負担の発生や増が想定されるところである。

^{*8} 令和3年3月12日付け2文科初第1962号「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末 の積極的な利活用等について(通知)」等。

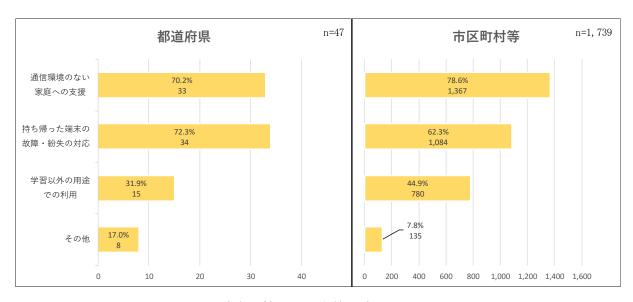


図4 端末の持ち帰りを検討する上での課題

図4のとおり、端末の持ち帰りに伴う課題として、都道府県では「持ち帰った端末の故障・紛失の対応」が72.3%(34団体)で最も多く、次いで「通信環境のない家庭への支援」が70.2%(33団体)となっている。

市区町村等では「通信環境のない家庭への支援」が78.6%(1,367団体)で最も多く、次いで「持ち帰った端末の故障・紛失の対応」が62.3%(1,084団体)である。

「学習以外の用途での利用」を挙げた自治体の割合は、都道府県で31.9%(15団体)、市区町村等で44.9%(780団体)となっており、市区町村等の方が高い。

今後、自治体において1人1台端末の持ち帰りの実施を進めるためにはこれらの課題の解決を図る必要があるが、特に割合の高い「通信環境のない家庭への支援」「持ち帰った端末の故障・紛失の対応」については、「通信費」「修繕費」「(買い換えのための)購入費」等、費用の問題と直結する内容であることから、状況により、今後の自治体財政に関わってくることが考えられる。

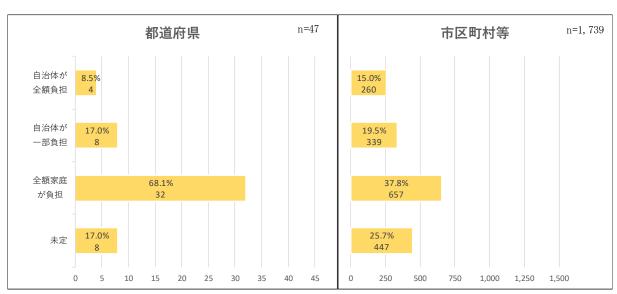


図5 端末の持ち帰りに伴う通信費の負担

※本項目については、当初は複数回答を想定していなかったが、自治体によって対象者 の条件等により複数の取扱いがある等の複数回答があり、複数回答をそのまま集計し ている。そのため、都道府県では合計数が n = 4 7 を超えている。

次に、端末の持ち帰りに伴う通信費の負担や故障・紛失時の対応に係る状況 について見ていく。

図5のとおり、通信費の支援状況では、「自治体が全額負担」と「自治体が一部負担」を合わせた「支援策がある」が都道府県の25.5%に対して市区町村等で34.5%、支援策がなく「全額家庭が負担」が都道府県の68.1%に対して市区町村等で37.8%となっており、市区町村等で家庭への通信費支援が進んでいることがうかがえる。これは、令和2年度に国の補助金で小中学校での1人1台端末の整備が一気に進み、その活用のために家庭での通信環境を確保する必要性がより高くなっていることが背景にあると考えられる。

図4で見られるように、持ち帰りを実施する上での課題として「通信環境のない家庭への支援」を挙げる自治体が7割を超える状況から、今後、1人1台端末環境の整備が進む高等学校を主に所管する都道府県においても、家庭への通信費への支援を行う自治体が増えてくると考えられる。また、市区町村等においては現状で「未定」が25.7%あり、今後その中から「支援策が必要」と判断する自治体が出てくる可能性がある。

次に、通信費支援の内容を見ていく。



図6 自治体が全額負担して支援する場合の支援額(1回線あたり)(階層別)

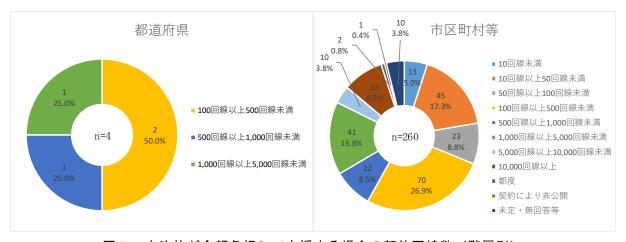


図7 自治体が全額負担して支援する場合の契約回線数(階層別)

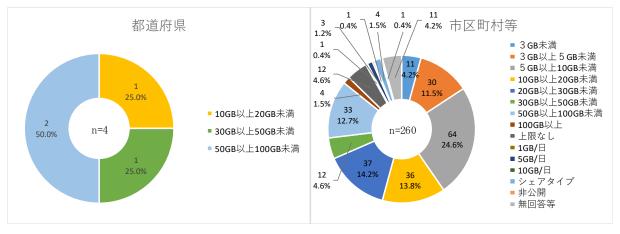


図8 自治体が全額負担して支援する場合の1回線当たりの月間上限通信量(階層別)

都道府県については、事例が少ないため傾向を読み取ることは困難であるが、 図7、8のとおり、全ての自治体で回線数が100回線以上、上限通信容量が 10GB以上となっており、児童生徒数の規模や、高等学校の学習内容におけ る通信量の増加に対応している状況がうかがえる。

市区町村等においては、自治体の数が多く、規模も様々あることから、幅広い回答がある。通信費の支援額(1回線あたり)は、「1,000円未満」の31.9%(83団体)、「1,000円以上2,000円未満」の25.0%(65団体)を合わせて56.9%で、半数を超えている(図6)。

契約回線数は、100回線未満の合計が31.1%(81団体)、500回線未満の合計が58.0%(151団体)となっている(図7)。

月間上限通信量は、10GB未満の合計が40.3%(105団体)、 20GB未満の合計が54.1%(141団体)となっている(図8)。

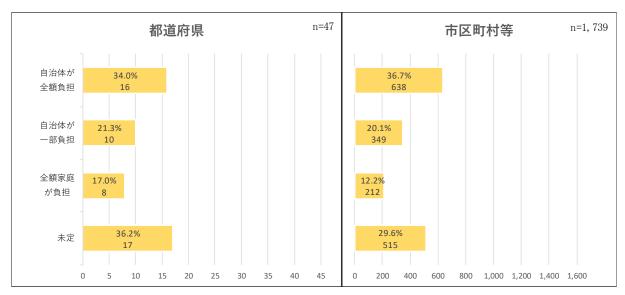


図9 故障・紛失時の対応

※本項目については、当初は複数回答を想定していなかったが、自治体によって対象者の条件等により複数の取扱いがある等の複数回答があり、複数回答をそのまま集計している。そのため、都道府県では合計数がn=47を超えている。

故障・紛失時の対応としては、図9のとおり、都道府県と市区町村等でグラフの形状が相似しており、ともに「自治体が全額負担」の割合が最も高く、「全額家庭が負担」の割合が最も低くなっている。この傾向については、従来、

学習用コンピュータが学校の備品として整備されてきており、また持ち帰りの 事例も少なかったことから、家庭に負担を求めるケースがあまりなかったとい う経緯が背景にあるものと考えられる。

他方、都道府県・市区町村等ともに「未定」とする回答が30%程度と、他の回答と比較しても高い状況となっており、判断に悩む自治体が多い状況がうかがえる。また、「未定」について持ち帰り検討状況との関係を見ると、都道府県では持ち帰り未実施24団体のうち11団体が故障・紛失時の対応「未定」(「持ち帰り未実施」に占める割合45.8%)、市区町村等では994団体のうち411団体(同41.3%)と、都道府県・市区町村等ともに4割程度となっており、故障・紛失時の対応の判断の難しさが、持ち帰り実施を鈍らせている可能性が考えられる。

3 GIGAスクール構想実現を支える職員の配置状況

ここでは【調査3】の結果から、令和元~3年度における全国の教育委員会 事務局における教育情報化等の業務を担う職員(以下「教育情報化担当職員」 という。)の配置数及び人件費の推移を確認する。

本データは、【調査3】人員の配置に関する調査について集計を行ったものである。

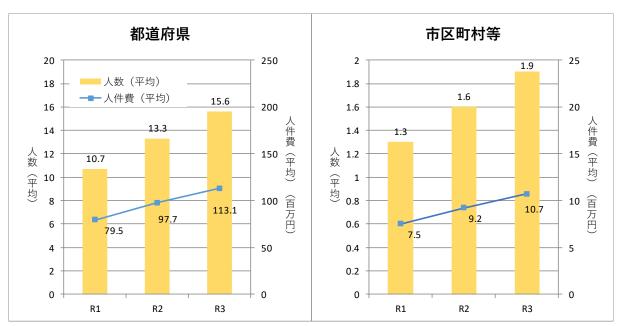


図10 教育委員会事務局における教育情報化等の業務を担う職員の配置数及び人件費の推移

図10は、教育情報化担当職員の配置数と人件費の平均を示している。これを見ると、都道府県・市区町村等ともに、令和元年から令和3年にかけて配置人数、人件費が増加している。

配置人数の増分については、都道府県・市区町村等ともに各年度とも前年度 比で約1.2倍程度で増加しており、都道府県と市区町村等で同様の傾向と なっている。

人件費の増分については、配置人数の増に比例する形となっている。

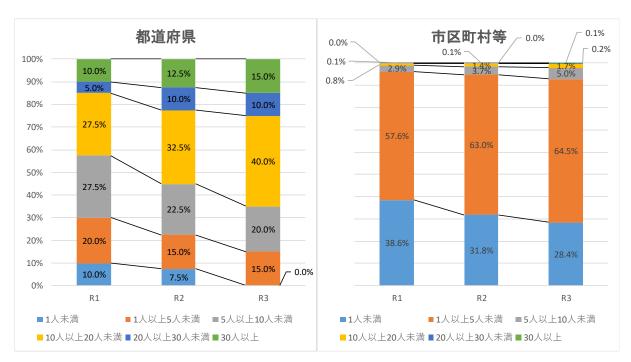


図11 教育委員会事務局における教育情報化等の業務を担う職員の配置数の推移(階層別)

図11は、教育情報化担当職員の配置数により自治体を階層化し、その割合の推移を示したものである。

調査時点の令和3年度において、都道府県で最も多い層は「10人以上20人未満」の40.0%となっており、市区町村等では「1人以上5人未満」の64.5%となっている。

3年間の推移を見ると、図10で見た教育情報化担当職員が増えていることの反映が見られ、都道府県では、最も多い「10人以上20人未満」以上の層が増加してそれ未満の層は減少している。市区町村等でも最も多い「1人以上5人未満」以上の層が増加し、それ未満の層(1人未満**)が減少している。

^{*9 【}調査3】では、教育情報化担当職員の人数について、関わる職員の実人数ではなく、いわゆる「人役」(又は「人工(にんく)」)を調査しており、例えば1人の職員が教育情報化関連業務と他の1つの業務を同じ割合で担当している場合には「0.5人」となり、「1人未満」の回答となる。

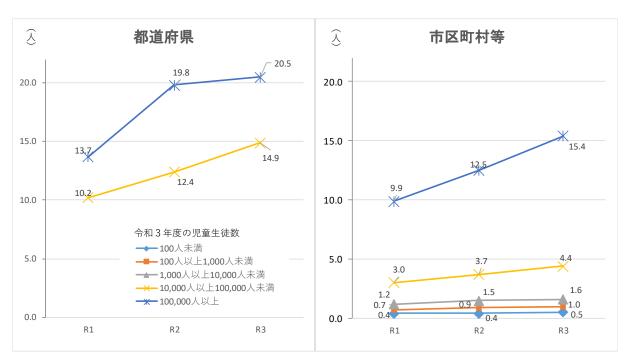


図12 教育情報化担当職員の推移(自治体規模別)

図12は、教育情報化担当職員について、自治体の規模(令和3年度の児童 生徒数)別に配置数(平均)の推移を示したものである。

都道府県においては、児童生徒数が10万人を超える大規模自治体の方が配置数が多いものの、伸び方については大きな差は見られない。

一方で、市区町村等においては、自治体の規模によって顕著な差が認められる。児童生徒数が10万人以上の自治体では、各年度とも前年度比で2~3人増えているのに対し、10万人未満の自治体では各年度で前年度比の増が1人未満となっており、小規模自治体ほど教育情報化担当職員の配置数が伸びていない状況が確認できる。

市区町村等において明確な差が認められた児童生徒数10万人を境界に、図12に係る自治体数 *10 を集計すると、表5-2のとおりとなる。

^{*10 【}調査3】の有効回答の自治体(都道府県40団体、市区町村等1,206団体)。

(単位:団体)

所管する学校の児童生徒数(R3)	都道府県	市区町村等
100,000人未満	35 (87.5%)	1, 198 (99.3%)
100人未満	0	47
100人以上 1000人未満	0	384
1,000人以上 10,000人未満	0	605
10,000人以上100,000人未満	35	162
100,000人以上	5 (12.5%)	8 (0.7%)
計	40	1, 206

表5-2 規模別の自治体数

表 5-2 を見ると、市区町村等においては児童生徒数が 1 0 万人未満の自治体が 9 9 %以上であり、図 1 2 0 1 0 万人未満のグループの推移と併せて見ると、多くの市区町村等において、G 1 GAスクール構想に対応して体制を十分に強化できていない可能性が考えられる。

GIGAスクール構想の関連業務については、業務量の多寡だけでなく、

ICTに関する一定の知識やスキルが求められるため、小規模自治体においても適切に対応できる体制の確保が重要であることは各自治体において日々の業務で認識されているところである。

小規模な自治体において微増ながら職員の配置が増加傾向にあることは、体制強化の努力の表れと見られるが、それでも強化の度合いに違いが見られるのは、財政力や自治体職員数の違いによるところが大きく、特に離島・過疎地域等では、人員確保は更に困難であると推察される。

GIGAスクール構想では、今後、CBT*11、スタディログ*12等の教育データの活用等、様々な展開が予定されており、自治体では更に対応力が求められることになるが、職員体制の強化状況には差があり、その差は広がる様相を見せている。その差が「学びの格差」とならないよう、各自治体の取組が求められるとともに、教育の公平性の観点から、特に小規模自治体については、国の支援が期待されるところである。

^{*11} Computer Based Testing の略。試験における全工程を全てコンピュータ上で行うこと。

^{*12 「}学習履歴」のこと。GIGAスクール構想では、個々の児童生徒の学習履歴情報について、ICT を活用して個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習の改善を図るとしている。

4 今後の支出見込

【調査5】の結果から、令和4~8年度における全国の自治体(都道府県及び市区町村等)のICT関係予算(見込)の推移を確認する。

本データは、以下の調査票について集計を行ったものである。

【調査5】令和4年度以降のICT関係予算に関する調査

※本項目は、図1で見た令和元~3年度の決算(見込)に続く内容となるが、 有効回答数が異なり*¹³、単純に連続するデータとはなっていない。しかし、 関連する内容であることから、参考比較のため、令和元~3年度について もグラフを並記し、文中で引用する箇所があるためご留意いただきたい。

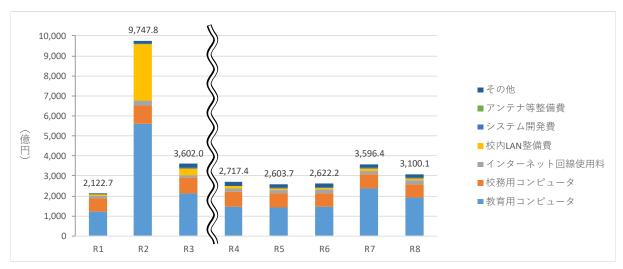


図13 令和4~8年度のICT関係予算(見込)全国合計

令和2年度に前倒しされた小中学校における1人1台端末及び校内LAN整備については、繰越分も含めて令和3年度に一区切りしたことから、令和4~6年度は2,000億円台と、令和元年度の規模に近い額となっている。同じ2,000億円台ではあるが、参考比較で約500億~600億円の増加が見込まれており、令和2年度の整備によって強化された情報基盤の維持費等が増えているものと考えられる。

また、令和7年度には約3,600億円と、前年度の令和6年度から

^{*13} 図1の有効回答数1,780、図13の有効回答数1,692。

約1,000億円の増加が見込まれている。一般的に機器の更新期間が5年と考えられていることから、これは令和2年度に整備された情報基盤の更新に係る費用が一定程度見込まれているものと考えられる。しかし、令和2年度に約9,700億円(前年度比約5倍で約7,600億円の増)となっていた状況と比較すると、その増加分は極めて小さく、令和8年度の増加分を含めてもまだ十分ではない印象である。

この点に関しては、調査実施期間中に「令和8年度までの計画が未定であり、 回答困難だがどうすればよいか。」という問い合わせが複数寄せられており、 回答に当たって令和3年度分の金額を令和4~8年度にそのままあてはめて回 答する等、更新を反映しない回答例が相当数含まれているものと考えられる*14。 また 会和2年度の前倒し整備については コロナ禍の中で急遽かつ前例の

また、令和2年度の前倒し整備については、コロナ禍の中で急遽かつ前例のない規模で実施された経緯もあり、調査時点で繰越整備中の自治体もある状況で、多くの自治体から十分な整備状況管理に基づく将来見通しを得るのは困難であった可能性もある。これらの点は調査の反省点としておきたい。

将来見通しに関しては、1人1台端末環境で学んだ中学生の進学に対応して高等学校でも1人1台端末の整備を急ぐ必要が生じているほか、「学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業」や「教育データ利活用ロードマップ*15」等で国から新たなメニューや計画が示される等、自治体のこれまでの計画とは異なった局面も現れている。

そうした令和4年度以降の予算に係る見通し困難な状況も踏まえ、【調査 5】に関しては参考情報として位置付け、取り扱うこととしたい。

^{*14} 令和4~8年度がすべて同じ金額の回答が420例あり、これらの回答には更新の費用が反映されていない可能性が高いと考えられる。

^{*15} 令和4年1月7日付けで、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省の連名で公表されたロードマップ。自治体の持つデータが様々な外部組織と連携する将来像が示されている。

5 まとめ

今回の調査では、GIGAスクール構想による全国の自治体の教育財政への 影響と課題を確認することができた。

情報機器・設備については、導入後にその維持・管理・更新が必要となり、 そのための財政負担が増えることとなる。今回の調査でも、【調査5】において令和4年度以降に予算額の増が見込まれることが示唆されている。特に、数年後に控える令和2年度整備機器・設備の更新では、令和2年度と同程度の規模の予算が必要となるが、【調査1】で見たように、令和2年度の費用負担は令和元年度比約5倍の規模で、国の支援なくして成し得なかったものであり、今後の対応のための財源確保が課題である。

この他、デジタル教科書の導入が本格化すること、特に都道府県においては、高等学校の1人1台端末の整備について公費負担又はBYOD*16等選択する整備手法によって状況が異なり、見通しが難しい状況にあること、「教育データ利活用ロードマップ」等で示された新たな展開に伴う更なる基盤整備が必要となる蓋然性が高いこと等、未知数ながら、自治体の大幅な財政負担増が想定される事項への対応も課題である。

1人1台端末活用の面でも、新たな負担が生じている。デジタル教材の導入については、【調査2】で見たように、デジタル教材の種類によっては8割の自治体で未導入となっており、現状は改善すべき余地が非常に大きい。しかし、デジタル教材の導入には調達費用が必要であり、また機能が豊富である反面、教材活用や機器の操作に一定のスキルを要する側面もあることから、ICT支援員(情報技術支援員)の配置拡充等による授業支援体制の強化も必要であり、それらの財政負担も課題である。

端末の持ち帰りについては、【調査4】で見たように、自治体においては通信費の支援と故障・紛失の対応が大きな課題と認識されており、それらが端末

^{*16} Bring Your Own Device の略。個人の所有する端末を持ち込み、授業等に使用すること。

の持ち帰りを鈍らせている大きな要因となっていることがうかがえる。

GIGAスクール構想以降、就学援助に係る補助対象経費や生活保護における 教育扶助の対象とされる等、公的支援の対象となる教育インフラとして認識の 転換があったものと言える。自治体における通信費支援は、支援が必要であり ながら現在の国の支援の対象となっていない層を支援しようとするものである

家庭の通信環境については、従来は教育環境とは見られていなかったが、

が、その財政負担が課題である。 故障・紛失の対応については、1人1台端末の整備と持ち帰りの実施により、

故障・紛失の対応については、I入I 音端末の整備と持ら帰りの美施により、 故障・紛失リスクは確実に上昇するものであり、自治体はその対応策を求められることになる。GIGAスクール構想では、体育実技、実習・実験や野外活動等、あらゆる場面で端末を活用することが想定・推奨されており、学習に取り組むほど故障・紛失リスクが高くなる側面もある。少なくとも教具・教材として自治体が端末を整備する場合には、児童生徒が委縮せずに端末を使えるよう、自治体で一定程度の故障・紛失リスクを負う必要があると考えられ、その財政負担が課題である。

GIGAスクール構想実現を支える職員の配置状況については、【調査3】で見たように、GIGAスクール構想が打ち出された令和元年度以降、毎年度増加しており、都道府県では平均で $10.7人\rightarrow 13.3人\rightarrow 15.6人$ (令和元 $\rightarrow 2\rightarrow 3$ 年)、市区町村等では $1.3人\rightarrow 1.6人\rightarrow 1.9人$ (同)と、都道府県・市区町村等ともに各年とも前年度比 2割増で推移している。

教育委員会におけるGIGAスクール構想の関連業務は、情報端末、ネットワーク、ソフトウェア等の調達・管理・不具合対応等、多岐にわたる上、単純なボリュームの増大ではなく、複雑な業務内容への対応も求められる。各教育委員会においては体制を強化して対応を図っている状況がうかがえるが、

GIGAスクール構想はまだスタートしたばかりであり、今後もデジタル教材の導入推進やCBT・スタディログ等の教育データ活用業務等が想定されていることから、それらに対応するための人材や人件費の確保が課題である。

6 提言

以上のことを踏まえ、本報告書では、次のとおり提言する。

(自治体において取り組む事項)

各自治体、とりわけ令和2年度に整備を行った市区町村等においては、情報基盤のライフサイクル管理を行い、情報端末や校内LAN設備の更新に向けて適切に計画を立て、円滑な更新が行われるよう努めることが重要である。

デジタル教材については、未整備分については円滑な整備を、導入済のデジタル教材については陳腐化しないよう、また技術の進展に応じて適切な内容となるよう適切な時期に更新を図る等、計画的に取り組むことが重要である。

端末の持ち帰りについては、通信環境のない家庭への支援と故障・紛失の対応が大きな課題であり、その解消又は軽減への取組が求められる。典型として考えられる支援金支給や修繕費用の財政負担のほか、各自治体の実情に応じた取組ができるよう、他自治体の情報等を参考にする等して対応を検討していくことが重要である。特に故障・紛失については、その前段として、故障・紛失等のトラブル回避が重要であり、取扱いに関するルールの策定や指導の徹底に努めること等も必要である。

GIGAスクール構想においては、教育情報基盤等の安定的な整備・稼働と 内容の適切なアップデートが重要であり、それを担う教育委員会の職員体制が 重要である。教育情報基盤の関連業務は、進展の著しいICT分野に関わり、 技術的に複雑・高度な事項を含む場合もあることから、それらに対応できる人 員・人材の確保に努めることが重要である。

なお、小規模自治体や離島・過疎地域等、自治体の状況によっては人員・人材の確保に困難を伴う場合があることから、近隣市区町村等との連携や他自治体の事例収集により効果的な施策を研究する等、人員不足等を補う方策の検討も重要である。

(国への要望事項)

国と地方が一体となってGIGAスクール構想を円滑かつ効果的に進められるよう、国においては、以下に記した財政措置等の支援策を、継続的に講じていただくよう要望する。

1 令和2年度の小中学校の1人1台端末及び校内LAN整備は、巨額の財政支出を伴っており、国の支援なくして実現できなかった。今後、機器・環境の維持・増強が不可欠であるが、自治体の財政力のみで同等の水準維持は困難であり、特に機器・設備の更新は重大な課題であることから、これらの費用等について、耐用年数やランニングコスト等を踏まえた継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、高等学校等の1人1台端末の整備についても、各都道府県の取組状況を踏まえ、教育の機会均等を図る観点から、全国一律の情報化水準を確保するための格別の支援を行うこと。

2 教育情報基盤の整備と同時にデジタル教材の整備も重要であるが、今後財政負担の拡大、継続が見込まれ、自治体のみで整備することは困難であることから、デジタル教材の調達・更新の経費について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

直接的な財政支援のほか、教材導入に係るコスト低減策(デジタル教科書の無償化、教材の研究・開発・普及促進による低コスト化の取組、企業による協力促進*¹⁷等)についても国として積極的に取り組み、自治体が導入しやすい環境の整備を推進すること。

また、デジタル教材の円滑な活用を含め、教育の情報化が円滑に進められるよう、全ての学校にICT支援員等を配置できるように地方財政措置の更なる充実を図るとともに、人材確保の支援を行うこと。

3 GIGAスクール構想の実現には、情報端末の使用を前提とした家庭の学 習環境構築が重要である。家庭の通信環境は重要な「学習インフラ」である

^{*17} 令和元年12月19日付け「GIGAスクール構想の実現パッケージ〜令和の時代のスタンダードな 学校へ〜」では「民間企業等から学校ICT導入・利活用に対するあらゆる協力を募る」ことが示さ れている。

ため、こうした環境のない家庭への支援が各自治体の課題となっている。国による学習保障の観点から、全ての児童生徒が家庭学習においても端末を活用できるよう、就学援助や奨学給付金、生活保護、その他の施策による通信費への支援の拡充等を図るとともに、自治体の実情に応じた取組についても格別の支援を行うこと。

また、自治体が貸与した情報端末の持ち帰りにおいては、学校外での端末 の故障・紛失について責任範囲を明確にすることが難しく、自治体が費用を 負担する場面が増加することから、そうした事態に安定的に対応できるよう、 国において、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

4 GIGAスクール構想においては、教育情報基盤の整備を担う教育委員会の体制も重要である。しかしながら、GIGAスクール構想の関連業務は、進展の著しいICT分野に関わるため、現状の自治体の体制のみでは対応が困難であることから、地方財政措置における配慮等、自治体の体制整備について継続的に支援を行うこと。

また、小規模自治体、離島・過疎地域等では人員確保自体が困難な場合もあることから、GIGAスクール運営支援センターの設置促進に係る補助内容の充実やICT活用教育アドバイザーの配置等の予算措置を拡充すること。

これまでの学校におけるICT環境整備については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」により、平成30年度から令和4年度までの間、地方財政措置がなされているが、令和5年度以降の明確な方向性が示されていない。

しかし、その間にスタートしたGIGAスクール構想によって現出した学校の新たなICT環境及び「教育データ利活用ロードマップ」等で示されたビジョンは、「5か年計画」当初の想定を大きく超えている。この環境を維持・発展させ、新たなビジョンに向かうためには、更なる下支えが必要である。上述の各要望事項を広範に支えるプラットフォームとして、同計画が令和5年度以降も延長されるだけでなく、むしろ拡充されるよう強く望まれることについても、言及しておきたい。

Ⅳ 調査集計結果

最後に、本調査の集計結果データの詳細を以下にまとめて記載する。

【調査1】自治体における学校のICT関係決算見込みの状況に関する調査等

(有効回答数 1,780 (都道府県47、市区町村等1,733))

表 1 自治体における学校の I C T 関係決算(見込)全国合計(R元~3年度)

(単位:千円)

	R元	R 2	R 3
教育用コンピュータ関係	121, 763, 362	561, 034, 976	214, 040, 140
校務用コンピュータ関係	67, 767, 130	92, 738, 094	76, 190, 653
インターネット回線使用料	9, 110, 898	23, 442, 146	15, 684, 938
校内LAN整備費	8, 559, 517	280, 913, 078	31, 684, 425
システム開発費	1, 679, 725	5, 517, 157	2, 615, 315
アンテナ等整備費	75, 007	183, 180	182, 285
その他	3, 318, 680	10, 954, 797	19, 799, 140
計	212, 274, 319	974, 783, 428	360, 196, 896

- ※「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」及び「学校施設環境改善交付金(学習系ネットワーク円滑化整備事業)」は「校内LAN整備費」に、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」は「学習用コンピュータ関係」に含めた。
- ※本項目は、2p 「調査内容」に示す【調査1】及び文部科学省の調査等ア \sim エ(ア、イは【調査1】のみ)の調査の総合結果(令和元 \sim 3年度分)。
 - 3か年全てに回答している自治体分を有効回答として集計した。

表 1-2 学校の I C T 関係決算(見込)都道府県合計(R元~3年度)

(単位:千円)

		R元	R 2	R 3
	教育用コンピュータ関係	21, 428, 794	53, 756, 054	45, 171, 572
都	校務用コンピュータ関係	15, 503, 649	15, 133, 356	15, 513, 679
道	インターネット回線使用料	2, 039, 599	2, 714, 426	2, 769, 997
府	校内LAN整備費	812, 542	26, 559, 319	5, 322, 133
県	システム開発費	175, 845	390, 312	1, 794, 965
	アンテナ等整備費	0	20, 421	11, 000
	その他	855, 691	1, 014, 713	1, 776, 763
	= +	40, 816, 120	99, 588, 601	72, 360, 109

表 1 - 3 学校の I C T 関係決算(見込)市区町村等合計(R元~3年度)

(単位:千円)

		R元	R 2	R 3
	教育用コンピュータ関係	100, 334, 568	507, 278, 922	168, 868, 568
市	校務用コンピュータ関係	52, 263, 481	77, 604, 738	60, 676, 974
区	インターネット回線使用料	7, 071, 299	20, 727, 720	12, 914, 941
町	校内LAN整備費	7, 746, 975	254, 353, 759	26, 362, 292
村	システム開発費	1, 503, 880	5, 126, 845	820, 350
等	アンテナ等整備費	75, 007	162, 759	171, 285
	その他	2, 462, 989	9, 940, 084	18, 022, 377
	計	171, 458, 199	875, 194, 827	287, 836, 787

【調査2】デジタル教材の購入費用に関する調査

(有効回答数 1,786 (都道府県47、市区町村等1,739))

(1) デジタル教材の導入費用

表2-1 デジタル教材の導入費用

(単位:団体、千円)

	有効	ハ	ードウェア		ソフトウェア					
初期費用	回答数	自治体数	金額	平均額	自治体数	金額	平均額			
都道府県	47	2 (4. 3%)	1, 795	898	18 (38. 3%)	263, 144	14, 619			
市区町村等	1, 739	130 (7.5%)	2, 173, 730	16, 721	965 (55. 5%)	14, 801, 830	15, 339			
計	1, 786	132 (7. 4%)	2, 175, 525	16, 481	983 (55. 0%)	15, 064, 974	15, 326			

維持費	有効	ハ	ードウェア		ソフトウェア				
(月額)	回答数	自治体数	金額	平均額	自治体数	金額	平均額		
都道府県	47	2 (4. 3%)	2, 497	1, 249	9 (19. 1%)	76, 197	8, 466		
市区町村等	1, 739	84 (4. 8%)	229, 335	2, 730	448 (25. 8%)	873, 825	1, 951		
計	1, 786	86 (4. 8%)	231, 832	2, 696	457 (25. 6%)	950, 022	2,079		

※「自治体数」は金額の回答がある自治体数。

表2-2 費用を負担してデジタル教材を導入している自治体数

(単位:団体)

	有効	初期費月	用を負担	維持費(月額)を負担		
	回答数	ハードウェア	ソフトウェア	ハードウェア	ソフトウェア	
都道府県	47	3 (6. 4%)	20 (42. 6%)	3 (6. 4%)	11 (23. 4%)	
市区町村等	1, 739	137 (7. 9%)	973 (56. 0%)	87 (5. 0%)	457 (26. 3%)	
計	1, 786	140 (7. 8%)	993 (55. 6%)	90 (5. 0%)	468 (26. 2%)	

※自治体数について、表 2-1 では金額の回答がある自治体数を集計しているが、このほか「端末費用に含めている」「一括調達している」等の理由で「算出不可」等として金額の回答がない自治体もある。そうした自治体を「費用を負担して導入している」として自治体数を集計すると表 2-2 のとおりとなる。

(2) デジタル教材の導入状況 (複数回答可)

表3 デジタル教材の導入状況

(単位:団体)

	自治体によ	自治体によ	学校独自の	その他	計
	る一括購入	るモデル校	導入		
		への導入			
都道府県(n=47)	8	24	104	3	139
1. デジタル教科書	2 (4.3%)	8 (17. 0%)	27 (57. 4%)	2 (4. 3%)	39 (83. 0%)
2. デジタルドリル	1 (2.1%)	6 (12. 8%)	21 (44. 7%)	0 (0.0%)	28 (59. 6%)
3. EdTech教材	3 (6.4%)	7 (14. 9%)	25 (53. 2%)	1 (2. 1%)	36 (76. 6%)
4. 動画・音声教材	2 (4.3%)	3 (6.4%)	27 (57. 4%)	0 (0.0%)	32 (68. 1%)
5. その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (8.5%)	0 (0.0%)	4(8.5%)
市区町村等(n=1,739)	2, 180	267	561	204	3, 212
1. デジタル教科書	944 (54. 3%)	181 (10. 4%)	299 (17. 2%)	119 (6. 8%)	1, 543 (88. 7%)
2. デジタルドリル	895 (51. 5%)	34 (2.0%)	111 (6.4%)	30 (1. 7%)	1,070 (61.5%)
3. EdTech教材	150 (8.6%)	41 (2.4%)	47 (2.7%)	28 (1.6%)	266 (15. 3%)
4. 動画・音声教材	131 (7.5%)	5 (0.3%)	91 (5.2%)	15 (0. 9%)	242 (13. 9%)
5. その他	60 (3.5%)	6 (0.3%)	13 (0.7%)	12 (0. 7%)	91 (5. 2%)

【調査3】人員の配置に関する調査

(有効回答数 1,246 (都道府県 40、市区町村等 1,206))

(1)教育委員会事務局における教育情報化等の業務を担う職員の配置数及び人 件費

表 4 教育委員会事務局における教育情報化等の業務を担う職員の人数及び人件費の推移

(単位:人、千円)

		都道府県		市区町村等				
	R元	R 2	R 3	R元	R 2	R 3		
人数 (平均)	10. 7	13. 3	15. 6	1. 3	1.6	1.9		
人件費 (平均)	79, 482	97, 692	113,072	7, 532	9, 229	10, 695		

表 5 教育委員会事務局における教育情報化等の業務を担う職員の配置数 (平均) の推移 (自治体規模別)

(単位:人、団体)

						()	124 . / (· [1] [1 ⁴]
	都道府県			市区町村等				
所管する学校の児童生徒数(R3)	R元	R 2	R 3	自治体数	R元	R 2	R 3	自治体数
100人未満	-	-	I	0	0.4	0.4	0.5	47
100人以上 1,000人未満	-	-	I	0	0.7	0.9	1.0	384
1,000人以上 10,000人未満	-	-	I	0	1.2	1.5	1.6	605
10,000人以上100,000人未満	10.2	12.4	14. 9	35	3.0	3.7	4. 4	162
100,000人以上	13. 7	19.8	20.5	5	9.9	12.5	15. 4	8

表5-2 規模別の自治体数 (表5-1の一部を抜粋編集)

(単位: 団体)

				(
所管する学校の児童生徒数		都道府県		市区町村等	
100,0000人未満		35 (87.5%)		1, 198 (99.3%)	
	100人未満		0		47
	100人以上 1000人未満		0		384
	1,000人以上 10,000人未満		0		605
	10,000人以上100,000人未満		35		162
100,000人以上		5	(12.5%)	8	(0.7%)
計		40 1, 206			

【調査4】端末の持ち帰り等に関する調査

(有効回答数 1,786 (都道府県 47、市区町村等 1,739))

(1)端末持ち帰りの検討状況

表 6 端末持ち帰りの検討状況

(単位:団体)

	都道府県	市区町村等
既に持ち帰りを実施している	22	736
持ち帰りを決定し、準備を進めている	7	377
持ち帰りを検討している	17	563
持ち帰りをさせない	0	54
無回答等	1	9
≅ †	47	1, 739

(2) 持ち帰りを検討する上での課題(複数回答可)

表7 持ち帰りを検討する上での課題

(単位:団体)

	都道府県	市区町村等
通信環境のない家庭への支援	33	1, 367
持ち帰った端末の故障・紛失の対応	34	1, 084
学習以外の用途での利用	15	780
その他	8	135

表8 持ち帰りを検討する上での課題に対する対応方法

表8-1 通信環境のない家庭への支援

	要保護世	通信機器	通信費	通信環境	公共施設	オフライ	その他
	帯等に対	等の貸出	支援	整備支援	W i - F i	ン教材等	
	する支援				等の活用	の活用	
都道府県	1	20	2	0	1	1	3
市区町村等	54	593	57	33	52	45	131

表8-2 持ち帰った端末の故障・紛失時の対応

	保護者等の	保険等で	予備機等で	MDM等で	その他
	負担を求める	対応する	対応する	管理する	
	場合がある				
都道府県	1	3	0	0	9
市区町村等	138	117	49	5	178

[※]回答の状況から、全体的に自治体負担が基本であり、場合によって保護者の負担を求める かどうかがポイントと考えられるため、「自治体負担による対応」は集計から除いている。

表8-3 学習以外の用途での利用

	フィルタリン	MDM等による	ルール等の	保護者等の	その他
	グによる対応	管理で対応	周知・啓発	協力を求める	
都道府県	2	1	2	3	1
市区町村等	169	19	120	61	118

- ※自由記述の回答について、回答数が多いため、内容について分類した上で集計を行っている。(複数に言及しているものは各分類に集計)
- ※検討内容が示されている「検討中」については、検討内容を各項目に分類して集計した。 (単に「検討中」としているものは集計から除外)

表 9 「持ち帰りを検討する上での課題」で「4. その他」を選択した場合の課題[対応策等]

都道府県

- セキュリティ上の課題
- ・対象学年、頻度、持ち帰り時の荷物の重さについて
- ・荷物が重くなることによる生徒の負担
- ・児童生徒の端末使用状況等に合わせた、学習課題の準備
- ・持ち帰りに関するルールは作成してあるが、個別案件で課題もある。
- ・持ち帰りに係る規約(ルール等)が未整備、児童生徒の実態、端末の紛失時の対応
- ・障がいの重い児童生徒への対応 (使用方法等)
- ・臨時休業時等によりオンライン授業等実施の場合に、家庭に十分な通信環境を有しない生徒に、モバイルルータを貸与した。 (コロナ緊急対応限定)

市区町村等

- ・1~3において、対応する予算確保が困難
- ・課題解決に向けた予算確保、NW設計、及び家庭の理解・協力(ICT機器利用方針(視

力低下等)、通信環境利用、充電環境、親の支援等)等

- ・家庭での使用に対する指導
- ・持ち帰らせて自宅で何をさせるか等の検討が必要
- 家庭学習の内容。
- ・家庭での学習内容・方法「ICTを活用した授業を通して効果的な活用方法を模索]
- ・家庭における端末を使った学習方法
- ・学校の課題の出し方、家庭学習での各自の自由な活用方法がわからない、という声が生徒 や保護者の一部からあがっており、効果的な活用方法が確立されていない。
- ・学習方法のあり方、学習内容、配信方法等
- ・持ち帰ったときの学習課題の工夫
- ・持ち帰った際に使用する学習ソフトが入っていない
- ・持ち帰って行う宿題等の内容が定まっていない。
- ・まだ学校での使用が開始されていないため、基本的な使用方法の熟度不足や持ち帰り時の 学習内容に対する学校側の方針が決まっていない。
- ・教員の資質向上、プロジェクトチームの組織化
- ・学校教員の操作習熟の状況により実施の可否や遠隔授業内容に差が生じるため、円滑運用 のための支援を要する。[運用支援]
- ・ 教員のスキル
- 教職員のICT指導力
- ・指導者(教師側)の操作・ICT理解「研修会の実施」
- ・先生のやる気
- ・双方向型のオンライン授業の実施について、経験したことがない教師がほとんどのため、 どのように実施すればいいのかがわからない。 [オンライン授業の実施]
- ・平時の授業で活用が十分なされていない中、持帰ってもうまく活用が図られない。まずは 教職員の I C T機器を活用するスキルを高める必要がある。
- ・固着した充電保管庫からの充電ケーブルの取り外し
- ・ACケーブルが充電保管庫に設置されており、貸し出すとなればケーブルを引き抜く作業 及び再設置の作業が都度必要となる。
- ・電源キャビネットは、充電器の取り外しを想定していないため、持ち帰りの支度に時間が かかる「純正以外の充電器の使用について検討中」
- 家庭用充電器の準備
- ・家庭への持ち帰りが日常化した場合には、家庭での充電が必要となるが、充電器が学校の 充電器保管庫で使用している各1個しかない。
- ・ACアダプタの取り外し・持ち帰り。バッテリーがもたないことがある。
- ・ACアダプタが端末1台、1セットしかないため、端末を持ち帰りをさせた場合の家庭と 学校での使用の両立が難しい
- ・家庭で端末を充電するためのACアダプタの不足
- ・タブレット端末を各家庭で充電するための充電器の確保
- ・家庭での充電ケーブルの追加購入 [追加購入は高額のため見送り、電源キャビネット内ケーブルの持ち帰りの実施。]
- ・持ち帰った端末の充電についての対応
- ・持ち帰り後の残充電量
- 持ち帰り用のACアダプタがない
- ・持ち帰った際の充電方法をどうするか。持ち帰りの度に充電保管庫から電源ケーブルを取り外すのは負担が大きい

- ・充電保管庫の利用頻度が下がること、貸出時の充電機器の整備など
- ・充電保管庫への充電アダプターの取り付け、取り外しに時間がかかるため、充電アダプタ ーを新たに購入するか検討している
- ・ 充電保管庫への脱着は非常に手間がかかるため家庭用充電器が必要となるが、補助対象でないため購入予算がない。「家庭での充電に家庭の代替ケーブル利用の依頼」
- ・充電用アダプターの準備が必要かどうか
- ・端末重量、ACアダプタの充電保管庫からの取り外しに時間がかかる
- ・長期の持ち帰りになると、電源アダプタも持ち帰らないといけない。
- ・電源アダプターの確保
- ・保護カバー。充電ケーブルが学校分しかない。
- ・持ち帰り時の充電や持ち帰りバック等をどうするか
- 持ち帰り用のバッグ。
- ・保護者の理解
- ・保護者の持ち帰りに対する理解 [保護者から同意書の提出があった児童生徒のみ持ち帰り 実施]
- ・端末の持ち帰り(家庭での使用)を希望しない保護者がいること。
- ・持ち帰りに反対する保護者への対応等
- ・持ち帰りを拒否される家庭への同意
- ・GIGAスクールで整備したもの以前に導入したタブレットは、ネットワークが限定され、持ち帰るとオフライン状態でしか利用できない。
- ・どの程度で通信アプリ等を動作した場合の通信状況がどの程度か不明 [通信状況がどうなるのか要検討]
- ・家庭でのネットワーク環境による不具合 [ネットワークの不具合の内容は、各家庭で違う ので対応が難しい]
- ・通信料の負担(自治体負担か、保護者負担か)
- ・通信環境が整備されていない家庭(経済的に厳しい世帯を除く)への対応
- ・通信費を家庭負担とする方向で検討しているが、家庭の理解を得られるか。
- ・通信環境の有無について、①通信環境が無いことの証明方法、②通信環境があっても容量 制限がある場合や、通信速度が遅い場合等どう扱うか
- ・通信運搬費の負担
- ・LTEサービスエリア外の家庭への支援「家庭のネットワークを利用]
- ・LTEのパケット通信量及び不正利用への対応
- ・LTE方式のため、自宅にWi-Fi環境がない場合の通信量の増加
- ・オンライン授業に伴う通信容量の超過 [安全なWi-Fi環境のある家庭への接続の協力 依頼]
- ・回線付きの端末を導入しているが、月単位での通信量の制限があるため、通信量の把握と 超えた場合の対応が課題である。
- ・オンライン授業をオンライン会議ツールで行う際のギガ使用量が大きいため、限度量を考 えながらの授業を構築しなければならない。
- ・ 持ち帰りで利用する場合の通信費(貸出しのモバイルWi-Fiルータを含む)
- ・貸出ルータの通信費が高い、持ち帰りの実施とセットで発生するので、結果恒常的な支出となる。
- セキュリティ対策
- ・セキュリティ面の強化
- ・端末のセキュリティ対策

- ・持ち帰りを想定して購入・端末設定になってないので、公的に持ち帰りを実施するにはセキュリティを含めた総合的な対策が必要と考えるため。 [フィルタリングの実施が必要 (来年度予算化予定)]
- ・持ち帰りの際のセキュリティが担保されていないためウィルス感染の可能性がある。
- ・持ち帰り学習時のフィルタリングソフトの設定等にかかる費用
- ・フィルタリングの必要性の検討。
- ・フィルタリングソフトの導入「来年度予算要求予定]
- ・フィルタリングの設定区分及び情報モラル教育の充実
- ・校内ネットワーク外でタブレットを使用するとフィルタリングがかからないためフィルタ リングソフトを追加しなくてはならない。フィルタリングソフトが高額。
- ・ 個人情報流出の可能性がある
- ・教育用に提供されているソフトは多機能で様々な機能を提供してくれるが、学習機のソフトとしてはメールやチャット機能等の制限をかけていく必要がある。
- ルール・セキュリティーポリシーの整備
- ・ルール作り
- 運用のためのルールづくり
- 家庭でのルール作り
- ・児童・生徒向けのルール作り、保護者への説明
- ・持ち帰る際のガイドラインの策定及び周知
- ・自宅へ持ち帰った際のルールづくり及び保護者の理解
- ・全体を網羅した持ち帰りルールの作成
- ・家庭からの問い合わせ対応
- ・電話対応、マニュアル(操作方法)の作成
- ・持ち帰り時における操作支援依頼への対応「チャットボットによる問い合わせ受付」
- ・時間外でのトラブルシューティング等の対応について
- ・時間外の対応は行うのか。ヘルプデスクは用意しなくてよいか
- ・主に低学年の児童など、端末操作やサポートを要するケースへの対応
- ・小学校低学年の場合、家庭に持ち帰った時に児童一人での利用が難しい
- ・家庭に保護者がいない時間帯での低学年児童の使用 [長期休業の場合のみ持ち帰り]
- ・小学生が自宅に端末を持ち帰った際、親が不在でもきちんと使いこなせるのか。
- ・保護者からの問合せ対応
- ・家庭ネットワークへの接続がうまく行かない場合にどのように解決するか
- ・タブレットの操作方法 [今後持ち帰りを想定したタブレットの操作方法の習得を行う]
- ・荷物が増えるため、特に小学校低学年への配慮が必要。 [教科書の置き帰りなど学校での工夫で対応]
- ・対象学年、頻度、持ち帰り時の荷物の重さについて
- ・地域BWAのLTE回線を使用しているため、電波が届かない地域がある。
- ・各家庭に通信環境はあるが、村内で電波状況の芳しくない部分があり、通信速度の違いにより学習機会に差が出る可能性がある。
- ・学校と自宅のネットワーク接続切替 [事務局職員又は保守業者対応]
- ・校内用と持ち帰り用でポリシーを毎回変更対応しなければいけないため、非常に負荷がか かっている。
- ・学校間,学年間,学級間の持ち帰り頻度の差により,操作方法・活用方法等の定着に差が生じること
- ・学習用デジタル教材の整備が完了していない「年度内導入予定」

- ・授業支援ソフト、ドリル教材の費用負担(自治体負担か保護者負担か)
- ・情報モラル・セキュリティ研修の計画的な実施
- ・情報モラルの面で不安がある(児童・生徒の理解を深める必要がある)
- ・SNS等によるいじめの対応 [各校における継続した情報モラル教育の実施]
- ・教員、児童生徒向けの情報モラル教育など、大人、子どもともに持ち帰りをするうえでの 基礎を身につける機会に乏しい
- ・学校内利用では制限をかけられるが自宅で利用するとき、インターネット利用のルール化 が課題となる。
- ・健康への影響(視力低下、姿勢、依存など)「使用時間等のルール化など]
- ・深夜の使用[スクリーンタイムで対応]
- ・現在は校内LAN環境にのみ接続する仕組みのため、家庭のWi-Fiに接続するためのインストールや設定作業が必要であり、作業費用の予算化が必須である。
- ・児童・生徒の1/3にあたる端末が2、3年前に調達した端末であり、GIGAの仕様に沿っていない。今後仕様に沿ったものを調達する必要がある。
- ・校内サーバ接続型のタブレットを併用しているため、全児童生徒分の持ち帰り端末が準備 できていない。
- ・校内通信環境/家庭所有機器の接続による故障/子どもまたは学習以外の利用/運用管理 ・保守業者の理解/画面のキャプチャや2次撮影によるトラブル[パッケージを利用して いる以上難しい。]
- ・緊急時(臨時休校)には持ち帰りを視野にいれているが、持ち帰り後における端末の故障 や誤操作による設定変更などが心配される。
- ・故障紛失時、その時の状況により保護者負担、村負担が変わる。
- ・持ち帰った場合の故障の増加に伴う修繕費等の増加
- ・持ち帰りについて、故障時の修理負担等について現在調整中となっている(臨時休校等が 発生した際は検討中でも委員会負担で貸出を行う)
- ・準備、説明に係る教員の業務量の増
- 台数不足
- ・端末の充電忘れ
- ・端末の持ち帰りに係る国の考え方が不明瞭である。 (平時の持ち帰り、家庭への費用負担・保険の捉え方 など)
- ・端末の破損などのリスクや教職員の負担増に見合う活用方法、学習用ツール等整備
- ・放課後児童クラブや塾など、家庭でも学校でもない場所での使用 [関係機関への協力要請とモバイルルータの貸与]
- ・学校に毎日持参を忘れる児童生徒への対応 [予備機の利用が想定されるが数に限りがある。]
- ・留学制度でネット環境禁止
- ・開始初期のため顕在化していない。
- ・端末活用の元年であることを鑑み、まずは学校での活用を最優先としている。その上で、 持ち帰りについても研究を進めたい。
- ・端末・通信費共に個人のを利用しているため、基本持ち帰りであり学校で検討する余地はない。
- ・学校がコロナ等により臨時休校となった場合は対策済みだが、現時点で毎日家庭へ持ち帰ることは想定していない。
- ・令和2年の一斉休校時にオンライン授業を実施した際に上記1~3について対策済みで、 令和3年度在籍児童生徒についても対応済。

(3) 設問(1)で1~3を選択した場合、家庭への通信費支援(複数回答)

表10 家庭への通信費支援

(単位:団体)

	都道府県	市区町村等
自治体が全額負担	4	260
自治体が一部負担	8	339
全額家庭が負担	32	657
未定	8	447

※本項目については、当初は複数回答可としていなかったが、自治体によって対象者の条件等により複数の取扱いがある等の複数回答があり、複数回答をそのまま集計している。そのため、都道府県では合計数がn=47を超えている。

(4) (3) で「1. 自治体が全額負担」と回答した場合、その費用と通信容量

表 1 1 自治体が全額負担して支援する場合の支援額(階層別)

(単位:団体)

	都道府県	市区町村等
1,000円未満	0	83
1,000円以上 2,000円未満	1	65
2,000円以上 3,000円未満	1	33
3,000円以上 4,000円未満	0	23
4,000円以上 5,000円未満	0	8
5,000円以上10,000円未満	2	18
10,000円以上	0	2
非公開	0	4
算出不可等	0	9
無回答等	0	15
計	4	260

表12 自治体が全額負担して支援する場合の契約回線数(階層別)

(単位:団体)

	都道府県	市区町村等
10回線未満	0	13
10回線以上 50回線未満	0	45
50回線以上 100回線未満	0	23
100回線以上 500回線未満	2	70
500回線以上 1,000回線未満	1	22
1,000回線以上 5,000回線未満	1	41
5,000回線以上10,000回線未満	0	10
10,000回線以上	0	23
都度変動	0	2
非公開	0	1
無回答等	0	10
計	4	260

表13 自治体が全額負担して支援する場合の1回線当たりの月間上限通信量(階層別)

(単位:団体)

	都道府県	市区町村等
3 G B 未満	0	11
3GB以上 5GB未満	0	30
5 G B 以上 10 G B 未満	0	64
10GB以上 20GB未満	1	36
20GB以上 30GB未満	0	37
30GB以上 50GB未満	1	12
50GB以上 100GB未満	2	33
100GB以上	0	4
上限なし	0	12
1 GB/日	0	1
5 G B / 日	0	3
10GB/日	0	1
シェアタイプ	0	4
非公開	0	1
無回答等	0	11
計	4	260

(5) (3) で「2. 自治体が一部負担」と回答した場合、支援額の考え方

表 1 4 支給額の考え方

都道府県

- モバイルルータの貸出
- ・家庭にWi-Fiによるインターネット接続環境のない世帯に対して、公費によるモバイルルータを貸与
- ・家庭のWi-Fi環境が十分でない家庭に対し、低所得世帯を優先して県で整備したモバイルルータ(通信容量 50GB/月)を貸与している。
- ・各家庭での通信環境の整備を前提として、使用開始までに整備できない家庭にはSIMカード等を貸し出す。
- ・緊急時に非課税世帯へモバイルルータ(SIMカード付き)を貸与。
- ・生活保護世帯には実費を支給
- ・県民税及び市町村民税所得割額非課税世帯は、奨学給付金に12,000円上乗せ
- ・特別支援教育就学奨励費補助金の対象家庭(区分I)においては12,000円を上限として負担し、その他の家庭は保護者が全額負担。
- ・要保護児童生徒援助費補助、高校生等奨学給付金、特別支援養育就学奨励費のいずれかを 受給、かつ無線LAN環境がない世帯を対象に、定額を支援。支援額はモバイルルータの 年間所要額46,200円から上記給付金等にて通信費支援として支給される年額 12,000円を差し引いた34,200円とする。ただし、国から通信費支援が受けられ ない準要保護児童生徒援助費補助を受給している場合は、上限額を46,200円とする

市区町村等

- ・家庭にインターネット環境がある場合、全額家庭が負担。
- ・通信機器は町で負担し、通信料は各家庭で負担。
- ・通信環境が整っていない家庭には、Wi-Fiルータの無償貸出を行っている。ただし、通信料については家庭負担としている。
- ・モバイルルータ本体や、SIMカード契約手数料に関わる経費については自治体で支出することとし、モバイルルータの使用に係る通信費用は家庭で負担することとする。
- ・機器については市の負担、通信費については保護者負担
- ・町で購入したWi-Fiルータを貸与した場合は、通信費については、全額を個人負担としている。
- ・貸出するモバイルルータの定額使用料
- ・約半額程度の負担として、定額を収めていただく。
- ・かかった通信料の半額が保護者負担
- ・家庭負担は月額500円
- ・制限を超えた部分については、家庭に負担してもらう場合がある。
- ・市が貸出したモバイルルータを使用した月に、ご家庭で1,000円を負担いただく。市は、1,000円を超える部分を負担する。
- ・受益者負担及び公平性の観点から保護者へ一部負担を求める。就学援助における援助費の 上限が年額12,000円であることから、保護者負担を月額1,000円と定めた。
- ・定額 月額千円×12ヵ月
- ・定額1,100円/月。学習に使用する通信量を月5GBと仮定し、通信量相当分を補助
- ・通信費の契約は自治体で行い全て負担することを検討
- ・(4)で回答した 4 G / L T E 回線については全教職員・児童・生徒に対して一律措置している(家庭負担なし)。家庭でインターネット回線を契約し、Wi-Fiを利用する場

合は家庭での負担となっており、自治体では負担していない。なお、4G/LTE回線だけでも学習用途では通常足りる通信容量で契約している。

- ・本市はLTE端末のため、全員に家庭でも通信ができる準備を整えている。また、その契約は回線のみではなく、アプリケーションや保守などが含まれる契約額のため、回線のみの月額は出せない。
- ・1家庭当たり上限15,000円以内での補助金交付
- ・市で購入したモバイルルータの貸出
- ・児童生徒に貸与しているWi-Fiルータの通信料を、自治体が負担。(定額)
- ・市が整備した貸出用Wi-Fiルータのみ通信費を市が負担。それ以外は家庭負担。
- ・Wi-Fiルータと通信費に関しては全額自治体負担とする。通信費に関しては契約前であることから未定。
- ・ネット環境がない家庭へのWi-Fiルータの無償貸出
- ・家庭でWi-Fiが設置されていない家庭に対するポケットWi-Fiの貸与
- ・アンケートを実施し、通信環境のない家庭へルータの貸出を行った
- ・必要な家庭に対してモバイルWi-Fiルータを無償で貸し出している。
- ・通信環境が整っていない家庭に対し、貸出し用モバイルWiーFiを整備している
- ・通信環境のない家庭へは教育員会が用意したポケットWiーFiを貸し出すこととした。
- ・通信環境のない家庭にモバイルの持ち帰りで対応
- ・貸与基準を満たした家庭へのモバイルルータの貸与
- ・定額制などのインターネット通信環境がない家庭に対してのみ負担
- ・通信環境がまったくない家庭に通信SIM付きモバイルルータの貸出を行った。
- ・Wi-Fi環境が整ってない家庭について、モバイルWi-Fiルータを貸出ししている
- ・Wi-Fi環境の整備されていない世帯に対してモバイルルータを貸し出し、その通信料を公費で負担している。
- ・W i-F i 環境のない家庭に対し、モバイルルータを貸し出しており、モバイルルータの通信量を区で負担
- ・Wi-Fi環境のない家庭へポケットWi-Fiの貸出。(20GB・2,700円)
- ・無線Wi-Fi環境のない家庭に、モバイルWi-Fiの通信料を負担する。
- ・通信環境が整っていない家庭に、Wi-Fiルータの貸出を行い、基本料金を負担している。他の家庭については、全額家庭が負担。
- ・小中学校で980台準備し、貸出が必要な家庭に貸出を行っている。通信費は固定で市が費用を負担している。
- ・通信環境の無い家庭にはWi-Fiルータのレンタル等を検討し、その分については市で 負担。
- ・通信環境の無い家庭に対し、市が契約している通信費及びモバイルWi-Fiルータの貸出
- ・通信環境の無い家庭へ、契約済み通信端末を貸し出す。
- ・通信環境の無い家庭へのモバイルルータ貸出に伴うSIMカード通信料を自治体で負担
- ・通信環境の無い家庭へは、自治体が契約し保管しているルータの貸出を行い、その費用及 び通信費を自治体が負担する。
- ・Wi-Fi環境がない家庭に貸出した場合は、ポケットWi-Fiをセットにして貸出する。Wi-Fi環境がある家庭は、全額自己負担。
- ・Wi-Fi環境の無い家庭ヘルータを貸出し、その通信費を自治体が負担している。
- ・Wi-Fi環境がない世帯への通信費
- ・インターネットが接続されていない世帯に対して、Wi-Fiルータを貸し出し、通信料

を自治体で負担する。

- ・ポケットWiーFiを町が購入し、通信環境が無い家庭に貸与。利用料については、自治 体が負担。
- ・モバイルWi-Fiルータの貸出に伴う通信費は、自治体で負担するが、それ以外は家庭が負担している。
- ・モバイルルータを貸し出しその通信料を支払う。モバイルルータは町で契約した、回線を 利用する。
- ・家庭にWi-Fiが無い場合、モバイルルータを自治体負担で貸し出しする。(定額)
- ・家庭にWi-Fi環境がある場合は家庭で負担、環境がない場合、モバイルルータを無償で貸与する。回線使用料は全額市で負担。
- ・家庭にWi-Fi環境がない児童生徒に対して、Wi-Fiモバイルルータを貸し出す。 その際に発生する通信費は自治体が負担する。
- ・家庭にWi-Fi環境が整っていない場合、モバイルルータを貸し出している。
- ・家庭にWi-Fi環境が無い家庭に対して、通信契約をしたモバイルルータを貸与。
- ・家庭にWi-Fi環境が無い世帯のみ、モバイルルータを貸出。モバイルルータの通信費用については、全額市負担。
- ・家庭にインターネットWi-Fi環境がない児童生徒のみ対象としてモバイルルータを貸出し、その貸出し分の通信費は、自治体負担とする予定。
- ・家庭にインターネット環境がある場合は、全額家庭負担であるが、インターネット環境がない場合は、Wi-Fiルータの貸出しをしている。Wi-Fiルータの通信料等は区が負担している。
- ・家庭にインターネット環境ない場合、町所有のWi-Fiルータの無料貸出を行い、通信 費について町負担とする。
- ・家庭に通信環境がない世帯に対し、モバイルルータの貸出を行っている。
- ・家庭に通信環境がない場合にモバイルルータの貸出を行っている
- ・家庭に通信環境がない場合に貸し出すモバイルWi-Fiルータの通信費については負担する予定。
- ・各家庭に、有線光ブロードバンド環境がある場合は家庭負担。ない場合は自治体がモバイルルータを貸与。
- ・家庭に無線 LAN環境がある家庭は家庭の環境を利用するため、支援なし。無い家庭に対しては、通信費自治体負担でモバイルWi-Fiルータを貸出。
- ・通信環境のない旨の申請がある家庭に対してのみ負担する
- ・通信環境のない家庭への支援を実施。 (Wi-Fiルータの貸出及び通信料を自治体が負担)
- ・通信環境のない家庭へモバイルルータを貸与し、その通信費は市が負担する。
- ・通信環境が整っていない家庭へWi-Fiルータを貸与し、通信費を支援する。
- ・通信環境のない家庭にはモバイルルータを貸出し、通信料は自治体負担。
- ・通信環境が整っていない家庭へモバイルルータを貸し出しており、そのルータの通信費は 自治体が負担している。
- ・通信環境が無い家庭への通信費について、モバイルWi-Fiの貸与により一部負担する。通信契約体系は検討中。
- ・家庭のインターネット環境がない児童生徒に対してのみ通信機器を貸出しその費用全額を 自治体が負担している。
- ・家庭の通信環境を使用する場合・・・家庭負担 家庭に通信環境がない場合 ・・・モバイルルータの貸出を行い、自治体での負担

- ・貸与するモバイルルータの通信費用は、義務教育であり学習を保障する観点から全額自治 体負担。
- ・各家庭にWi-Fi環境等が整備されている場合を除き、自治体が通信費を負担する。 (就学援助者等を除く)
- ・環境の整っていない家庭への通信機器を貸し出す予定にしており、その貸与機器通信量に ついては自治体が負担する。
- ・教育委員会にて契約し使用料を支払っているポケットWi-Fiを各学校に配置し、通信環境のない家庭の児童生徒へ貸し出している。
- ・原則として、家庭での通信は家庭にあるWi-Fiを使用するが、Wi-Fi環境がない家庭に対してモバイルWi-Fiルータを貸与している。
- ・家庭にインターネット環境のない場合、児童生徒にモバイルWi-Fiルータを貸与し、通信費は市が全額負担(通信費月額851,703円、契約回線数1,713回線、1回線当たりの上限通信容量5GB)。
- ・家庭にインターネット環境のない場合、児童生徒にモバイルWiーFiルータを貸与し、通信費は組合が全額負担(通信費月額12,148円、契約回線数22回線、1回線当たりの上限通信容量5GB)。
- ・1 校当たり 4 0 台のモバイルW i -F i ルータを配布し、インターネット環境のない児童生徒に配布する。月額:4, 4 0 4, 4 0 0 円、契約回線数:2 6 0 0 、1回線当たりの月間上限通信容量 1 2 G B
- ・3ヵ月を上限として、保護者からの申請に応じてSIM契約(月額1983円上限50GBの契約)つきルータを貸与している。
- ・Wi-Fi環境がない家庭には、町で一括契約しているモバイルルータを貸し出しており、通信費は町負担。 542 円/月(3 Gまで)
- ・Wi-Fi環境が整っている場合は、保護者負担。整っていない場合は、市で用意したルータを貸出し、その通信費は当面市が負担する。(1台あたり月20GB,2200円回線数最大270)
- ・モバイルルータ貸出分のみ負担 月額2,500円(税別)、契約回線数630台、通信 容量20GB
- ・家庭での通信回線費は家庭負担としている。ただし、市から保護者に貸与するモバイル Wi-Fiルータの通信回線費については、令和3年12月末までの利用分は全額自治体 負担としている。令和4年1月以降のモバイルWi-Fiルータの通信回線費については 保護者負担を含めて検討中。
- ・家にWi-Fiがある児童生徒は家のWi-Fiを使用。家にWi-Fiがない場合は、市が通信料を全額負担しモバイルルータを貸与。(月20GB・約500円)
- ・インターネット環境がある家庭については、Wi-Fi利用により家庭が負担することとなる。インターネット環境のない家庭に対し、町が契約しているモバイルルータを貸し出す。($3G\times100$ 回線分 ※月額税込605円/台)
- ・ルータを貸し出した通信環境のない家庭にのみ、自治体が負担する。一家庭(ルータ1 台)につき、月額2,750円。
- ・家庭で独自に契約しているWi-Fi環境がある場合はその回線に接続し、活用してもらう。家庭にWi-Fi環境が無い場合、学習用タブレット端末への接続に限定し、町負担で環境整備をする。工事費用¥5,500~¥6,600、ルータ費用¥3,447、インターネット回線使用料(月額)¥2,200。1回線当たりの月間通信容量に上限はなく、速度は最大5Mbps。
- ・家庭にWi-Fi環境のない全児童生徒を対象に、月間上限通信容量3GBのモバイルル

- ータ回線契約を締結し、その通信料550円(税抜)を区が負担。
- ・家庭にWi-Fi環境がない場合のみ、ポケットWi-Fiを貸し出す。月額使用料 3,850円 (30GB) 村内 4 校用として 20台分を確保 Wi-Fi環境がある家庭 については、現在のところ家庭負担としている。
- ・家庭の通信環境がない世帯に、従量制ルータを貸与(学習利用に限定)。それに係る費用 全額(最大 3960円/1世帯)を支援。
- ・家庭の通信費の補助はなしで、保有している貸出用モバイルルータの費用を自治体で全額 負担。モバイルルータは9台準備し、通信環境のない家庭へ貸与。モバイルルータは1日 1GBまで高速通信、0時でリセットされる。
- ・基本的には全額家庭で負担だが、通信環境のない家庭に貸与したモバイルWi-Fiルータの通信費は村で負担している。(月額3,190円、契約回線数15回線、1日当たり1GB)
- ・原則、全額家庭が負担。通信環境がない家庭については、自治体がモバイルWi-Fiルータを貸出し、その通信費については自治体が負担。※モバイルWi-Fiルータ通信費等(1台あたり):1日の通信量上限 1GB、1月 2,000円
- ・原則、全額家庭での負担となるが、通信環境がなく町でモバイルW i-Fiルータを貸与する家庭については、町が全額負担する。 1回線当たりの月間上限通信容量は 30 G Bで、金額は通信量による。
- ・原則持ち帰りの際は家庭の通信環境を使用することとしているが、インターネット環境が無い家庭については、モバイルルータを貸出している。モバイルルータの通信費は区が負担している。月額通信費:935円×2,500台=2,337,500円、通信費年額:2,337,500円×12=28,050,000円
- ・持ち帰りが必要になった家庭の内、Wi-Fi環境がない場合は自治体が用意したモバイルルータを利用し、費用を自治体が負担する。¥1650(人/月)
- ・自主学習等を除く授業目的で活用するために持ち帰らせた場合で、通信環境のない家庭に おいてはルータの貸出を行い、その通信料(1,650円/月)を市が負担
- ・自宅に通信環境(Wi-Fi環境)がない家庭に対し、無線Wi-Fiルータを貸与している。(月額1,653円/台(税込)、契約回線数 300台、1回線当たりの月間上限通信容量50GB)※契約回線数は学校に照会し、必要数を把握している。
- ・端末がSIMなしのため、インターネット環境がない世帯には自治体が費用を全額負担しているモバイルWi-Fiルータの貸出をする。月額(1回線当たり):0円~3,960円、契約回線数:100回線、1回線当たりの上限通信容量:1日当たり3GB
- ・通信環境のない家庭へモバイルルータの貸出を行う。1月の上限が3,960円以上いかない契約を業者と締結していることから、1月の支援額は1人最大3,960円となる。
- ・通信環境にない家庭については、月額1,100円(税込)3GBのSIMカードを挿入 したモバイルルータを貸与する。
- ・通信環境のある家庭は全額家庭が負担、通信環境のない家庭は、月額1,980円のモバイルルータを自治体負担で貸出している。
- ・通信環境のない家庭に対して、モバイルW i-Fiルータを貸与している。モバイル W i-Fiルータの通信費用は全額自治体負担。金額については、貸与時の回線契約による。基本的には、月30GB、3,850円/台。
- ・通信環境の整っていない家庭に貸与するモバイルルータの通信費を自治体が全額負担。/ 学級閉鎖等の緊急時用として8日間利用可能なプリペイドSIMカード(1,595円税 込)を必要数用意(予算1,704千円)/やむを得ず登校できない児童生徒用として

20回線分(52,866円/月)を用意(予算582千円)

- ・1ヶ月毎日使用する場合、税込月額3,740円/1回線。1ヶ月で一度も使用しない場合、税込月額33円/1回線。
- ・必要な期間、必要な台数を契約するため、月額等の記載は困難。令和3年度の実績としては、2.5月間(5月中旬から7月末まで)、6台のモバイルルータを契約。 (執行済額:86,892円(R3.8.24現在))
- ・Wi-Fi環境がある家庭にはWi-Fi専用モデルのタブレット端末を貸与し、家庭のWi-Fiに接続して利用することを想定している(自治体負担無し)。一方、Wi-Fi環境が無い家庭にはLTEモデルのタブレット端末を貸与し、家庭への持ち帰り時の通信費は自治体が負担する。
- ・インターネット環境が整っていないご家庭には、USBドングルを貸出しており、費用は全額町が負担している。(一月当たり 1,180円×37回線×1.1=576,312円)
- ・無線通信環境がない家庭については、テザリング用スマートフォンを貸与し、その通信料 を負担する。
- ・自治体で整備したLTE端末の貸出。
- ・Wi-Fi環境がない家庭のみ公費負担でLTE端末を貸し出している。
- ・通信環境がない家庭にはR2年度から委託しているLTE端末を貸出
- ・通信環境がない児童生徒に対してはSIM搭載の端末を配布し、通信費を自治体が負担している。
- ・家庭に通信環境が無い児童生徒用にLTE端末を購入。通信費は、市が全額負担。 【月額】204円(税抜) 【契約回線数】418回線 【1回線当たりの月額上限通信容量】5GB
- ・家庭に通信環境が無い場合はLTE通信可能なタブレット端末を貸与する。通信費は1台 あたり月額1,970円(税別)。
- ・通信環境のない家庭へLTE通信対応の端末を貸与し、その通信費は自治体が全額負担。 (1563回線、月間上限50GB、月額費用は契約上回答不可)
- ・LTE通信を使用する端末。LTE通信費については自治体負担。家庭のWi-Fi通信を使用する部分は家庭負担。自治体のネットワークへの加入補助を実施。
- ・家庭にWi-Fi環境がある方は、ご家庭での負担をお願いしています。貸し出すWi-Fiルータの通信料については、当面は町が負担するが、いずれはご家庭での負担をお願いする。
- ・基本的には家庭で用意だが、家庭の事情等で通信環境が用意できない場合は、自治体負担のもと、特定世帯にWi-Fiルータの貸出を行う。
- ・基本は家庭での負担を基本としながら、経済状況等に応じて補助制度やルータ貸出制度の 整備
- ・基本は全額家庭負担(家庭内のインターネット環境活用)。準要保護児童生徒に対して は、Wi-Fiルータ貸出の場合、通信費全額免除。
- ・基本的には、家族が負担であるが、経済的に支援が必要な児童生徒に対し、モバイルルータを配布し、通信費も町で負担している。
- ・基本的には全額家庭が負担、としているが、就学援助対象の家庭については全額町で負担 している。(生活保護対象の家庭については、生活保護費で負担。)
- ・ネットワーク環境がない就学援助者に対して支援を行う
- ・インターネット環境がない家庭で、要保護及び準要保護世帯に対し通信費を支援する方向 で調整している。

- ・インターネット環境のない就学援助費受給世帯へモバイルルータ本体を貸与予定。就学援助費受給世帯の全員に対し、月1,000円/1世帯あたりの扶助費を支給予定。(国補助単価に準拠)
- ・インターネット環境を整備することが困難である児童・生徒(就学援助費及び特別支援教育就学奨励費)を対象とし、貸出用モバイルルータを整備した。
- ・Wi-Fi環境のない家庭で、かつ就学援助を受けている要保護世帯、準用保護世帯については自治体で全額負担。
- ・すでに家庭にWi-Fi環境がある要保護世帯については、保護費に通信費を加算して支給予定。家庭にWi-Fi環境がない要保護世帯については、教育委員会で通信契約を行ったモバイルWi-Fiルータの貸与。(令和4年3月末まで)準要保護世帯については、保護者が負担した通信料の一部を支援予定。
- ・モバイルルータを貸し出している家庭のうち、要保護、準要保護家庭のみ負担(月額 1,650円)
- ・モバイルルータを貸与する場合、就学援助認定家庭のみ町が通信費を全額負担 (3GB: 月額880円・6GB: 月額1,480円・30GB: 月額2,280円)
- ・家庭でのWi-Fi環境整備が、経済的理由により困難だと認められる場合には、町がモバイルルータを貸与し、その通信費は町で負担。
- ・家庭にインターネット通信環境が整っていない、就学援助(給食費のみを除く)もしくは、生活保護を受給している家庭のインターネット通信料の一部補助。(通信会社との通信契約料:最大500円/月*12か月=6,000円/年)
- ・家庭にネットワーク環境が整備されていない就学援助認定世帯に対し、希望者に市が契約 したSIMカード付モバイルルータを貸与予定。なお、通信費は市が全額負担。また、 SIMカード付モバイルルータの貸与を受けない就学援助認定世帯に対して、就学援助に オンライン通信費を追加支給する予定。
- ・希望する準用保護家庭への月額が定額のポケットWi-Fiの貸与
- ・希望者に対し、教育委員会が通信費込みのモバイルルータを貸与し、就学援助や生活保護 等対象者は、負担額と同額の援助を受ける。(定額)
- 義務教育就学援助支援奨励費(準要保護のみ)の就学家庭に対し、1世帯あたり月 1,000円×12か月=12,000円を支給する。
- ・就学援助受給世帯がWi-Fiルータの貸与を希望した場合,通信費として上限 12,000円(月額1,000円)を補助
- ・準要保護世帯へ、通信料(月額:1,650円)を補助
- ・要保護及び準要保護児童生徒援助費支給認定を受けている保護者のうち、インターネット を利用した学習環境がない家庭を対象にモバイルルータを貸与。1回線あたり月額上限通 信容量:10GB分を公費負担
- ・原則、各家庭での負担だが、通信環境がない家庭(主に要保護・準要保護世帯)については申し出があれば、Wi-Fiモバイルルータの貸出を行う。
- ・原則、就学援助を受けている家庭に対し、モバイルルータを無償貸出。
- ・現在、Wi-Fi環境がない家庭にお貸しするポケットWi-Fiについては、教育委員会で契約し支払いも行っているので、貸し出す期限を調整して自治体での全額負担を考えています。準要保護世帯については、オンライン通信費といたしまして、オンライン授業等を実施した月に1,000円を援助します。また、特別教育就学奨励費補助金を受給する世帯については、準要保護世帯の1/2を援助します。
- ・自治体で契約したWi-Fiモバイルルータを要支援等のWi-Fiがない家庭に貸与
- ・主に準要保護世帯を対象とした就学援助制度に通信費の一部を計上(1ヵ月あたり

1,000円)

- ・支援額は定額で、準要保護児童生徒保護世帯及び特別支援教育就学奨励費受給世帯のみ支援
- ・就学援助 (準要保護児童生徒) 該当者には扶助費のオンライン通信費として定額で支援するもの。
- ・就学援助として定額の支給を検討中
- ・就学援助の世帯に対して一律に月額1,000円の支援
- ・就学援助を受けている児童生徒にモバイルルータ (SIM入:10GBまたは20GB) を貸与。通信容量については、今後の持ち帰りの頻度等により検討。
- ・就学援助を受給している小6、中3のインターネット接続環境未整備の児童生徒に対して モバイルルータを貸与する。(通信費は市負担で対応)
- ・就学援助該当家庭のみ市が全額負担(1,500円/月、10GB)
- ・就学援助該当世帯のみ
- ・就学援助該当世帯へは、全額負担(ポケットWi-Fiの貸出による定額負担)その他へ世帯へは、ポケットWi-Fi機器のみの貸出
- ・就学援助支給項目に「オンライン学習通信費」を新設。支給額…1,000円/人、月
- ・就学援助事業として、生活困窮世帯のみオンライン学習通信費としてオンライン学習通信費12,000円×残授業日数/年間授業日数×1 で支給予定。金額については国の補助単価を根拠としている。
- ・就学援助事業の中で上限額のある支援を行う。
- ・就学援助児童生徒に係る費用の一部負担
- ・就学援助者 通信機器の貸与、及び通信料の一部負担。
- ・就学援助者に対して、定額の支援を実施。国庫補助の要保護児童生徒援助費補助金に準拠した金額。
- ・就学援助受給世帯に対し、オンライン学習通信費として、要保護児童生徒援助費補助金に 準じ1000円/月支給。
- ・就学援助受給世帯に対する通信費補助金を出している。
- ・就学援助受給世帯の通信費は市が負担する
- ・就学援助受給対象家庭において、接続可能なネットワーク回線がない場合のみ、就学援助の一環としてWi-Fiルータを貸与する。ルータに装着するSIMのレンタル料を自治体で負担する。
- ・就学援助準要保護世帯かつ自宅にインターネット環境がない世帯の児童生徒にモバイルルータを貸与し、その通信費は全額市費負担。(通信容量は10GB/月)
- ・就学援助世帯については、公費でそれ以外は各家庭の負担としている。 (10GB 1,155円)
- ・就学援助世帯については、市が貸出すモバイルルータの通信費を市が全額負担。
- ・就学援助世帯にモバイルルータを貸し出し、就学援助費として通信費を5G相当分を定額 負担する。
- ・就学援助世帯に限り、1,000円を上限に通信費を補助する。
- ・就学援助世帯に限り、モバイルルータ貸与(通信費自治体が全額負担)
- ・就学援助世帯に対し、通信費を定額(1,000円/月)支援。
- ・就学援助世帯に通信費を支援(町が契約:月額1,500円で50G)
- ・就学援助世帯のうち家庭の通信環境が未整備の世帯について、その初期投資及び通信費の 一部を補助する制度を設けた
- ・就学援助世帯のみ1人あたり月額500円を学用品費として支給

- ・就学援助世帯のみ全額負担、その他は負担なし
- ・就学援助世帯のみ貸与するため、一部負担と回答。支援額:約3,000,000円/月、4000回線、上限なし、全回線でシェアプラン。10,000G/月。250円/G
- ・就学援助世帯へ、テザリング機の貸出を行っている。
- ・就学援助世帯へ年額12,000円を支援 定額
- ・就学援助世帯等に通信費として、定額/月額を支援予定(詳細については、調整中)
- ・ 就学援助制度にて、年額12,000円を限度に通信費を支給
- ・就学援助制度の認定世帯に定額支給。オンライン授業を実施した月×1,000円。金額 は文科省の基準に準拠
- ・就学援助制度受給者(モバイルルータ貸与者)に係る通信費を全額負担
- ・就学援助対象の家庭に対しては一定額を支援する予定
- ・就学援助対象者(準用保護者)に就学援助として、小学校年額5,000円、中学校年額10,000円を補助
- ・就学援助対象者(準要保護児童生徒)に対し月額1,000円を支給
- ・就学援助対象者1名につき、月千円を支給
- ・就学援助対象世帯への家庭で契約する通信費の一部補助(月額1,000円)
- ・就学援助等世帯のみ通信費の支援
- ・就学援助費で準要保護と認定された児童・生徒一人につき月額1,000円を支給
- ・就学援助費にて支援
- ・就学援助費にメニューを追加。年額12,000円を上限として、実費を支払う。
- ・就学援助費を受給している世帯に対して通知をし、申請があった保護者へモバイルWi-Fiルータの貸与と月々の通信費を負担している。通信料は1,400円/月(5GB)であり、市が負担している。
- ・就学援助費受給者に対し、一定の額をオンライン通信費として支給。
- ・就学援助費対象者へ年額12,000円、特別支援教育就学奨励費対象者へ年額6,000 円
- ・就学支援世帯向けにモバイルWi-Fiルータの貸出、通信料は市負担。
- ・就学支援対象の家庭については、自治体が負担する
- ・就学支援対象の要保護・準要保護家庭への通信費補助
- ・就学支援対象者とした教材費として補助
- ・就学支援費支給対象者へ月額1,000円の上乗せ支給
- ・就学奨励金対象家庭には、家庭で通信料を支払っている場合年間最大6,000円。準要 保護対象家庭には、年間12,000円の支援を行っている。
- ・準要保護による就学援助費支給対象者にも要保護児童生徒と同じく就学援助費として 月額1000円の支給
- ・準要保護家庭については町が負担
- ・ 準要保護世帯に対し援助
- ・準要保護に認定された、通信環境の無い家庭の分は全額自治体が負担。それ以外は、全額 家庭が負担。
- ・準要保護の家庭に対して、月額1,000円を自治体が負担している。
- ・準要保護の家庭は、国と同様の月1000円を補助している。
- ・ 準要保護家庭がオンライン学習を行った場合に、月額1000円を支援する。
- ・準要保護家庭についてはSIMカード購入費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は5,000円のいずれか少ない 額を助成する。

- ・準要保護家庭は、持ち帰りを行った場合のみ、世帯につき月額1000円(年額12000円上限)で支給。
- ・準要保護家庭へ要保護家庭同等額
- ・準要保護家庭へ令和3年度特別支援教育就学奨励費補助金に準拠し月額1,000円、年間12,000円を家庭数で支援。
- ・準要保護児童世帯への負担を検討している。
- ・ 準要保護児童生徒について、月額1,000円を補助(要保護児童生徒援助費と同額)
- ・準要保護児童生徒についても通信費の一部を負担している。Wi-Fi環境がある世帯は月額 1,000円、Wi-Fi環境がない世帯は、ルータの無償貸与。
- ・準要保護児童生徒に対し、月額1000円を定額支給
- ・準要保護児童生徒のいる家庭でモバイルルータ貸出希望のとき。
- ・準要保護児童生徒の通信費(上限12,000円)
- ・準要保護児童生徒援助費として、年額12,000円(月額1,000円)を上限に補助
- ・準要保護児童生徒援助費の支給対象者に、要保護児童生徒援助費に準じた支援を行う予定
- ・準要保護児童生徒援助費補助金として、オンライン学習費(年間2万円)を給付
- ・ 準要保護児童生徒就学援助制度 オンンライン学習通信費 実費(上限12,000円)
- ・準要保護者の場合、年間12千円を上限に要した費用の全額を給付
- ・準要保護就学援助対象世帯に、オンライン学習通信費として年額12,000円を上限に 支援(月割で調整)。
- ・準要保護世帯 月額12千円上限 特別支援世帯 月額6千円上限
- ・準要保護世帯かつWi-Fi環境のない世帯を対象にルータを貸与。通信料月額993円のうち、町1/2・保護者1/2を負担割とした。
- ・準要保護世帯で通信環境がない家庭に対して、モバイルWi-Fiを貸出し通信費を全額町で負担する。
- ・ 準要保護世帯について、月額1千円を補助する。
- ・準要保護世帯についてはSIM契約を教育委員会で行う。
- ・準要保護世帯についは、自治体で一部負担する方向で検討中
- ・ 準要保護世帯には1家庭に対し年間一律12,000円を扶助
- ・ 準要保護世帯に対し、月額1,000円の通信費負担(要保護基準額に準ずる)
- ・ 準要保護世帯に対し、月額1000円とする予定である。要保護世帯の国庫補助額を基本 に考えている。
- ・ 準要保護世帯に対し定額(1万円)補助
- ・ 準要保護世帯のみ自治体負担。 国庫補助(要保護児童生徒援助費補助金)と同額。
- ・準要保護世帯の通信費については、町が全額負担する方向で準備中
- ・準要保護世帯への通信費支援 ①町でルータの貸出と通信費(契約額)の支払い ②就学援助費(月額1,000円の支援)(根拠:要保護世帯への年額が12,000円であったため月額に換算し1,000円と算出)
- ・準要保護世帯へ通信機器及び通信費全額を補助する方法で考えている。
- ・準要保護世帯を対象に月額1,000円を就学援助費として支給する。
- ・準要保護世帯等へオンライン学習費として年額10,000~12,000円支援 国の要 保護児童生徒援助費補助金、他自治体の支援事例参考
- ・情報通信環境がない準要保護世帯については全額町が負担
- ・生活に困窮する家庭に対し3,000円を上限に補助、またはモバイルルータの貸出を予定
- ・生活保護および就学援助受給世帯のうち、新たにネットワーク環境を構築した家庭におい

て、上限2万4千円の範囲で給付金の申請を受け付けている。

- ・生活保護家庭及び準要保護家庭には月1000円支援している。
- ・生活保護世帯の通信費の負担額で検討中
- ・生活保護世帯及び準要保護世帯については、厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症 対策のための小学校等における臨時休業に伴う生活保護業務における教材代の取扱いにつ いて」に基づき、通信費を教育扶助として支給しています。
- ・生活保護費受給世帯及び就学援助費受給世帯には、通信料として毎月一定額を補助する。 生活保護費受給世帯…各世帯の通信料を実費負担。/就学援助費受給世帯…月額 1,000円を一律補助。
- ・生活保護扶助費の考え方をもとに、市の就学援助対象者に適用
- ・貸出用モバイルルータの通信費について、就学援助対象の家庭は自治体が全額負担とし、 それ以外は家庭が全額負担としている。
- ・通信環境が整備されておらず市からモバイルWi-Fiルータを貸し出した家庭のうち、 就学援助を行っている家庭の通信料金は市が負担する
- ・通信環境のない家庭に対してモバイルルータの貸与を行うが、一般世帯については家庭負担、就学援助・生活保護世帯については自治体が負担する。
- ・通信環境を整備している準要保護家庭への補助。一世帯1,000円/月
- ・低所得であるなどの複数の要件を全て充足した場合に, 市教委が調達したモバイルルータ を無償貸与している。
- ・低所得世帯に対して、一人あたり1万円の就学援助費として補助
- ・通信費として就学援助で年間1万円、就学奨励で年間5千円を令和3年度から支給。文科 省のモバイルルータ等整備支援の上限金額1万円を、支給額の基準とした。
- ・当町からの就学援助費補助金を受給している世帯の中で、Wi-Fi環境が無い家庭に対して、児童生徒1人当たり月額1,870円を補助金に上乗せする。
- ・独自に行っている「準要保護児童生徒」への補助として、児童生徒1人につき1回線(月額1,375円、容量7GB)分を市が全額負担、それ以外は全額家庭が負担の方向で検討している。
- ・村就学援助規則の認定基準に該当する対象者に対し、オンライン学習通信費として年額 12,000円を支給
- ・要綱(タブレット端末等貸与事業実施要項)に規定。「貸与した機器に係る通信料等については、自己負担とする。ただし、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の交付を受けている場合は、教育委員会が支払うものとする。」
- ・要支援家庭であってWi-Fiの環境が整っていない家庭に対してモバイルルータを貸出し、当該通信料を市が負担
- ・要保護、準用保護家庭への通信費補助、又はその家庭へのルータの貸出を考えている。基準となる金額は現在検討中であるが、家庭学習で通信を行う想定時間を各学校から聞き取り、その時間を積算の根拠に考えている。
- ・要保護、準要保護の家庭のみ自治体負担
- ・要保護、準要保護家庭に対し、学習に必要となる通信費(定額)を自治体が負担を検討。
- ・要保護、準要保護世帯にモバイルルータを貸し出し、通信費についても町で負担する
- ・要保護、準要保護世帯に関しては申請があればモバイルルータを貸出(1か月10GB1,900円)
- 要保護、準要保護世帯に全額支援
- ・要保護・準用保護家庭は全額補助。
- ・要保護・準要保護家庭については全額負担

- ・要保護・準要保護家庭に対し、定額を扶助費から支出
- ・要保護・準要保護児童生徒の世帯においては、自治体が負担するが、それ以外の世帯は、 家庭が負担することを原則とする。
- ・要保護・準要保護世帯については自治体が通信費用を全額負担
- ・要保護・準要保護世帯にのみWi-Fiルータを貸出している。
- ・要保護・準要保護世帯に対し月額1,000円の補助
- ・要保護・準要保護等世帯のうち、自宅にインターネット接続環境を整備することが困難な 家庭については、市が調達したWi-Fiモバイルルータ (通信料を含む) を貸与してい る。
- ·要保護·準要保護等対象家庭
- ・要保護・準要保護認定世帯に対する支援は検討中
- ・要保護に準じた準要保護児童生徒がいる家庭にに対して、モバイルルータを貸し出しているが、それらに係るリース料と通信料は町で全額負担する
- ・要保護援助費の支給額を元に積算
- ・要保護児童生徒援助費に準じて準要保護児童生徒援助費対象世帯に援助している。
- ・要保護児童生徒援助費補助金に準じた額
- ・要保護準要保護以外の無線通信環境のない世帯に対し、通信環境準備期間として10月~ 11月の2ヶ月間に限りモバイルルータを無償で貸し出し(世帯に1台)通信費を教育委 員会が負担(原則定額:5GB/月:1540円、10GB/月1870円等)
- ・要保護世帯より申請があった場合は、オンライン学習通信費として月1000円の支給を している。
- ・定額支給 就学援助受給者を対象に、2,000円/年間 夏期休業期間持ち帰り利用を 想定し、1,000円×2ヵ月
- ・出席停止等のやむを得ず登校できない緊急時のみ
- Wi-Fiが無い家庭は緊急時のみ自治体で負担する。
- ・Wi-Fi環境が整っていない家庭に対し、緊急時には市が保有するモバイルルータを貸し出す。その際のモバイルルータ使用料を市が全額負担する。
- ・臨時休校等緊急の場合には、SIMありのルータを貸与
- ・インターネット環境がない家庭を対象に、緊急時のみモバイルルータを貸与 (10GB/10) 月 (2,500) 円 調整中)
- ・コロナによる持ち帰りの初回のみ市が負担する。それ以外は家庭負担。
- ・コロナ禍等の緊急時と通常時で区別したうえで、費用負担の方針を検討中。
- ・休業時にオンライン学習が必要となった場合、自宅にインターネット回線が無い児童生徒に対し、1 ヶ月分(5 0 G B)をルータ(S I M内蔵)で貸出(休業が1 ヶ月を超える、または複数回発生した場合については未定)
- ・緊急対応時のみ自治体が負担する。
- ・緊急時のみ貸出し、Wi-Fiルータのレンタル費を負担
- ・緊急的に持ち帰りをする場合に、通信環境のない家庭に対してWi-Fiルータを貸し出す際の通信費用。
- ・緊急時(コロナによる学級閉鎖等)は、ルータの無償貸出を行うが、通常時には有償での 貸出検討も必要。
- ・緊急時、通信環境のない家庭ヘルータを貸出。該当ルータで通信した費用は自治体が全額 負担。月の利用通信量(1GB~30GB)により額が決定。
- ・緊急時に通信環境の整わない家庭への貸出を想定している。その場合の通信費は自治体負担である。

- ・通信費の負担(通信機器の貸出)は、原則、緊急時のみとしており、通常時は貸出しない。なお、通信費は日額600円(税抜)、6日以上使用で3,600円(税抜)
- ・希望家庭にモバイルルータの貸出しを行っている。モバイルルータの通信費用は原則家庭 負担であるが、新型コロナウイルス感染症に関連する臨時休業、学級・学年閉鎖、出席停 止等により登校できない場合で、かつ家庭にWi-Fi環境がない場合は自治体が負担す る。
- ・原則として全額家庭負担だが、やむを得ない事情(コロナ対策を前提とし、家庭に回線がなく、登校不可能・学校受入れ困難)の家庭のみ自治体全額負担のモバイルルータを貸し出す。モバイルルータ購入数50台、現在の契回線契約数5回線、月額税込3,850円/回線、月間上限通信容量300GB
- ・児童・生徒が新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者の場合や、学級閉鎖・学年閉鎖 の場合は、通信料を自治体が負担するモバイルルータの貸出を実施している。
- ・現在、持ち帰りの検討中であるが、通信費用は原則保護者負担とする。しかしながら緊急 時に急遽持ち帰りをすることなった場合、保護者の環境整備が追い付かない場合に町契約 のモバイルルータを貸し出して対応する。その場合は町が負担する。
- ・支援額は定額・定率。1回線1,870円(10GB)。新型コロナウイルス感染症拡大のため分散登校を実施している9月中は、半日は学校で授業を受けているため、残り半日の学習に係り、1日3回・10分程度ずつ同時双方向の説明・指示を行うことや1日1本程度の動画視聴を想定し、10GBとした。
- ・新型コロナウィルスなどによる10日以上の臨時休校の場合、準要保護の児童生徒の通信料(毎月定額)を、全額、市が負担する
- ・新型コロナウイルス感染症が管内小中学校で発生した場合の臨時休校等については自治体 の予算で負担する予定ではあったが、平常時の持ち帰りについては検討中
- ・新型コロナウイルス感染症や自然災害等により長期間の臨時休業が続く場合などに、家庭 にインターネット環境がない等の理由により I C T 機器を活用した学習指導を受けること ができない者に対し、モバイルルータを貸出し、通信費を自治体が全額負担。
- ・端末の持ち帰りは学校臨時休業等の緊急時に限る措置として現在検討している。各家庭の 通信環境は調査済みで、環境が整っていない家庭にはモバイルWi-Fiの無償貸与、環 境が整っている家庭には通信費の助成を検討している。
- ・長期休業等、大規模な緊急時対応において、Wi-Fi環境のない低所得世帯を対象とした通信料を含むWi-Fiルータの貸出を想定している。
- ・臨時休業などにより遠隔授業が必要となる期間のみ、通信環境がない家庭にモバイルWi-Fi ν -Pを配付。通信費は自治体負担。普段は、オフラインで利用可能なAIドリルを活用。
- ・令和3年度は、臨時休校及び出席停止時において持ち帰りを実施。また、次年度や緊急時に向けての持ち帰り練習も随時実施している。令和4年度からは常時の持ち帰りを想定しており、通信料負担について検討中。
- ・2週間以内の短期持ち帰りや感染症等による出席停止等の場合は教育委員会が通信費を負担しモバイルWi-Fiルータを貸与。長期貸与の場合、借受人が通信費を負担し(各自でSIM契約)モバイルWi-Fiルータを貸与。(但し、準要保護世帯の場合は教育委員会が通信費負担)
- ・夏季休業中の持ち帰りを実施。文部科学省の準要保護家庭に年間12,000円の補助という考え方を元に、その期間の1か月分の1,000円を補助。
- ・通信環境の初期費用のみを定額で支援
- ・通信環境の構築に要する費用の一部(上限1万円)を補助

- ・開設時に上限1万円を補助する。
- ・Wi-Fi環境の導入補助金を設定している。(上限1万円)
- ・家庭のオンライン学習環境整備に1万5千円の補助金を交付
- ・家庭内ネットワーク整備に係る費用のうち、1/2 (上限20,000円)を補助する。
- ・インターネット環境整備支援(インターネット環境が無い世帯を対象): 一律 10,000円/世帯。Wi-Fi環境整備支援(インターネット環境はあるがWi-Fi環境が整備されていない世帯を対象): 5,000円(購入代金5,000円未満の場合は購入代金)/世帯
- ・インターネット環境整備費補助金として、契約時期に応じて12,000円、6,000円 を支給している。
- ・定額支援とし、(1) インターネット環境を新たに整備した家庭については、回線工事費が概ね1万円程度であることから1万円を支給する。(2) Wi-Fi用ルータを購入した家庭については、ルータ代が概ね5千円程度であることから5千円を支給する。
- ・準要保護世帯で通信環境がない世帯について、モバイルルータを貸与する。準要保護に該当しない世帯においては、初期導入費用(1世帯10,000円程度)を補助する。
- ・一定期間(1か月単位程度)特定世帯が占有する状況であれば家庭負担とする
- ・一定期間(学期中など)のみ自治体が負担し、それ以降は家庭負担
- ・基本的には家庭負担だが、短期的(インターネット機器の故障・インターネット開通前等)にはSIM入りモバイルルータを貸し出す
- ・光回線未整備地域に居住している児童生徒への通信費用の全額
- ・通信環境が整わない家庭数を調査し、Wi-Fiルータの最低必要数を算出。
- ・令和3年度は、企業との実証実験協定により貸与されたWi-Fiルータを、Wi-Fi環境が無い家庭に貸し出す。※通信料は企業が負担する。
- ・端末はリース物件であり、校外使用での保障はないため、リスク分担として行政と家庭の 双方で負担すべきである
- ・機器故障に対する修繕費は基本自治体負担。故意に壊した場合などは家庭負担を検討する
- ・本人に瑕疵がある時を除き自治体が負担
- ・保険料について、端末種により保険料に差が生じているため、その補填を当面自治体が行う

(6) 設問(1)で1~3を選択した場合、故障・紛失時の対応(複数回答)

表 1 5 故障・紛失時の対応

(単位:団体)

	都道府県	市区町村等
自治体が全額負担	16	638
自治体が一部負担	10	349
全額家庭が負担	8	212
未定	17	515

※本項目については、当初は複数回答可としていなかったが、自治体によって対象者の条件等により複数の取扱いがある等の複数回答があり、複数回答をそのまま集計している。そのため、都道府県では合計数が47を超えている。

【調査5】令和4年度以降のICT関係予算に関する調査

(有効回答数 1,692 (都道府県 43、市区町村等 1,649))

(1) 令和4年度以降のICT関係予算

表16-1 令和4年度以降のICT関係予算(見込)全国合計

(単位:千円)

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
教育用コンピュータ関係	145, 117, 754	143, 761, 156	144, 663, 852	237, 890, 425	191, 535, 721
校務用コンピュータ関係	75, 901, 539	69, 547, 632	69, 144, 742	69, 519, 696	68, 502, 671
インターネット回線使用料	18, 295, 096	18, 244, 300	18, 337, 025	17, 972, 243	17, 825, 875
校内LAN整備費	10, 037, 950	7, 013, 254	8, 686, 710	12, 218, 085	11,628,519
システム開発費	2, 020, 876	1, 536, 652	1, 349, 970	2, 856, 557	1, 461, 899
アンテナ等整備費	9, 934	4, 408	5, 025	3, 025	4, 268
その他	20, 354, 472	20, 266, 264	20, 031, 280	19, 181, 489	19, 050, 343
計	271, 737, 621	260, 373, 666	262, 218, 604	359, 641, 520	310, 009, 296

表 1 6 - 2 令和 4 年度以降の I C T 関係予算(見込)都道府県合計

(単位:千円)

		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	教育用コンピュータ関係	20, 530, 321	19, 740, 732	19, 502, 575	21, 879, 786	22, 312, 717
都	校務用コンピュータ関係	7, 998, 233	8, 062, 688	7, 844, 725	7, 918, 645	8, 306, 253
道	インターネット回線使用料	2, 878, 853	2, 886, 642	2, 868, 582	2, 868, 582	2, 825, 382
府	校内LAN整備費	3, 443, 593	2, 203, 059	2, 128, 059	2, 173, 819	2, 170, 899
県	システム開発費	911, 013	488, 057	518, 949	452, 531	452, 531
	アンテナ等整備費	0	0	0	0	0
	その他	1, 845, 558	1, 423, 768	1, 401, 834	1, 365, 834	1, 365, 834
	計	37, 607, 571	34, 804, 946	34, 264, 724	36, 659, 197	37, 433, 616

表 1 6 - 3 令和 4 年度以降の I C T 関係予算(見込)市区町村等合計

(単位:千円)

		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	教育用コンピュータ関係	124, 587, 433	124, 020, 424	125, 161, 277	216, 010, 639	169, 223, 004
市	校務用コンピュータ関係	67, 903, 306	61, 484, 944	61, 300, 017	61, 601, 051	60, 196, 418
×	インターネット回線使用料	15, 416, 243	15, 357, 658	15, 468, 443	15, 103, 661	15, 000, 493
町	校内LAN整備費	6, 594, 357	4, 810, 195	6, 558, 651	10, 044, 266	9, 457, 620
村	システム開発費	1, 109, 863	1, 048, 595	831, 021	2, 404, 026	1,009,368
等	アンテナ等整備費	9, 934	4, 408	5, 025	3, 025	4, 268
	その他	18, 508, 914	18, 842, 496	18, 629, 446	17, 815, 655	17, 684, 509
	計	234, 130, 050	225, 568, 720	227, 953, 880	322, 982, 323	272, 575, 680

V 全国都道府県教育長協議会第4部会構成員名簿

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

新潟県教育委員会教育長 稲荷 善之

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

富山県教育委員会教育長 荻布 佳子

京都府教育委員会教育長 橋本 幸三

和歌山県教育委員会教育長(主査) 宮﨑 泉

岡山県教育委員会教育長 鍵本 芳明

山口県教育委員会教育長 繁吉 健志

高知県教育委員会教育長(研究担当) 伊藤 博明

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

沖縄県教育委員会教育長(研究担当) 金城 弘昌

VI 調査票

ı			
	全国都道府県教育長協議会 第	第4部会 アンケート調査票	
ı			

○基本データ

設置者ID				
	·	都道府県コード	都道府県	自治体区分
設置者名				
		İ		
課室等名				
電話番号				
-Бин ш				
メール				
		_!		
担当者名				
		•		
所管する学	校数 (R3.5.1時点)			

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校

所管する学校における生徒数(R3.5.1時点)

ſ	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
ľ				

【調査1】令和3年度自治体における学校のICT関係決算見込みの状況に関する調査

- ・令和3年度の見込みについて記入すること。
- ・予算額での計上とし、予算の目的が明確でない場合(需用費で計上しているが、学校任意の執行等)は計上しなくてよい。
- ・文部科学省による令和2年度自治体における学校のICT関係決算状況等調査に準じて回答すること。
- ・国庫補助金を除いた地方負担分を記入すること。
- ・臨時交付金については、地方負担分の内数として再掲すること。

		項目		財源	(単位)	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	ā†
	***	T - 3416	カ門板	地方負担分						
	教育/	用コンピュ・	一ダ関係	【内数】臨時交付金	(千円)					
		教育用	学習者用	地方負担分	***************************************	•			•	
			コンピュータ	【内数】臨時交付金	(千円)					
		コンピュータ	指導者用	地方負担分						
			コンピュータ	【内数】臨時交付金	(千円)					
			1 7/140 - 14 00	地方負担分	(F.D.)					
			大型提示装置	【内数】臨時交付金	(千円)					
			中梅机化社里	地方負担分	(千円)					
(1)		教育用 コンピュ <i>ー</i> タ	実物投影装置	【内数】臨時交付金	(+H)					
(I)	【以下	周辺機器	ネットワーク	地方負担分	(千円)					
	内数で記入】		関連機器	【内数】臨時交付金	(TD)					
			充電保管庫	地方負担分	(千円)					
			ル电体 官庫	【内数】臨時交付金	(TD)					
		サーバ	学習用サーバ	地方負担分	(千円)					
			1-8/11/	【内数】臨時交付金	(114/					
		ソフトウェア	学習用ツール	地方負担分	(千円)					
			, 8/11, /-	【内数】臨時交付金					•••••	
			セキュリティソフト	地方負担分	(千円)					
	[212771731		【内数】臨時交付金							
	校務	用コンピュ・	ータ関係	地方負担分	(千円)				••••••	
				【内数】臨時交付金						
		校務用コンピュータ		地方負担分	(千円)					
]	【内数】臨時交付金				•		
2		校務用]サーバ	地方負担分	(千円)					
	【以下 内数で記入】		1	【内数】臨時交付金						
	内奴で記入』	1		地方負担分	(千円)					
		コンピュータ用		【内数】臨時交付金						
		ソフトウェア	セキュリティソフト	地方負担分 【内数】臨時交付金	(千円)				•	
			1							
3	1	ンターネット回線	使用料	地方負担分 【内数】臨時交付金	(千円)					
	合 計	(1+2+3)		17数】瞬时又刊重	(千円)			L	1	l
				地方負担分						I
4		校内LAN整備	費	【内数】臨時交付金	(千円)					
				地方負担分						
(5)		システム開発費			(千円)					
_				【内数】臨時交付金 地方負担分						
6		アンテナ等整備費			(千円)					
				【内数】臨時交付金 地方負担分						
7		その他		【内数】臨時交付金	(千円)					
			⑦の内容							
	A EL (O, O)									

合 計 (①~⑦)

【令和3年度補助金・交付金事業】	(千円)	R3交付決定額	R2からの繰越し額	計
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金				
学校施設環境改善交付金(学習系ネットワーク円滑化整備事業)				
公立学校情報機器購入事業				
公立学校情報機器リース事業				

【調査2】デジタル教材の導入費用に関する調査 ※令和3年9月時点

(1) デジタル教材の導入費

(単位:千円)

	初期費用	維持費(月額)
ハードウェア		
ソフトウェア		

[・]デジタル教材とは、デジタル教科書、デジタルドリル、EdTech教材、動画・音声教材など、授業等で使用する教科書や副教材をパソコンやタブレット端末で使用できるようデジタル化したもの

(2) デジタル教材の導入状況(複数回答可)

導入=1

	自治体による一括購入	自治体によるモデル校への導入	学校独自の導入	その他
1. デジタル教科書				
2. デジタルドリル				
3. EdTech教材				
4. 動画・音声教材				
5. その他				

[・]導入している場合は"1"と入力

【調査3】人員の配置に関する調査

(1)教育委員会事務局(出先機関を含む)における教育情報化等の業務を担う職員(GIGAスクールサポーター、ICT支援員を除く)の配置数及び人件費

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数(人役)			
人件費(概数)(単位:千円)			

[・]教育情報化や、それに関わる業務を担っている職員の人数(人役)を記入すること。

【調査4】端末の持ち帰り等に関する調査 ※令和3年9月時点

(1) 端末持ち帰りの検討状況

選択 = 1

1. すでに持ち帰りを実施している	
2. 持ち帰りを決定し、準備を進めている	
3. 持ち帰りを検討している	
4. 持ち帰りをさせない	

[・]自治体としての状況を選択してください。例えば特定の学校で実施している場合でも、全体として検討中であれば3を選択してください。

(2) 持ち帰りを検討する上での課題(複数選択可)

選択=1

	課題	対応方法 ※自由記述
1. 通信環境のない家庭への支援		
2. 持ち帰った端末の故障・紛失時の対応		
3. 学習以外の用途での利用		
4. その他		

「4.その他」を選択した場合、課題をご記入ください。

(3) 設問(1)で1~3を選択した場合、家庭への通信費支援 選択=1

1. 自治体が全額負担	
2. 自治体が一部負担	
3. 全額家庭が負担	
4. 未定	

[・]国庫補助 (要保護児童生徒援助費補助金等)を除く地方単独の支援策について回答すること。

(4) (3) で「1. 自治体が全額負担」と回答した場合、その費用と通信容量

月額(円)	※"円"単位であることに注意!
契約回線数	
1回線当たりの月間上限通信容量(GB)	

(5) (3)で「2. 自治体が一部負担」と回答した場合、支援額の考え方

・支援額が定額であるか、定率であるか、またその額や割合の決定の根拠について記載すること。

(6) 設問(1)で1~3を選択した場合、故障・紛失時の対応 選択=1

1. 自治体が全額負担	
2. 自治体が一部負担	
3. 全額家庭が負担	
4. 未定	

[・]導入していない場合は無記入

【調査5】令和4年度以降のICT関係予算に関する調査

(1) 令和4年度以降のICT関係予算

・1人1台端末やネットワーク設備の更新など、将来に必要となるICT関係予算についてこれまで要した費用から推計した金額(国費を含む)を記入すること。

(単位:千円)

						(単位:十円)	
	項目	R4	R5	R6	R7	R8	備考
教育用コンピュータ関係							
	教育用コンピュータ						
1	教育用コンピュータ周辺機器						
	サーバ						
	ソフトウェア						
	校務用コンピュータ関係						
	校務用コンピュータ						
2	校務用サーバ						
	校務用コンピュータ用ソフトウェア						
3	インターネット回線使用料						
4	校内LAN整備費						
⑤	システム開発費						
6	アンテナ等整備費						
7	その他						
	合計						

[特記事項]		

※財政負担が特に大きく増加する要因とそのタイミング等について、備考欄または特記事項欄に記入してください。

GIGAスクール構想下における地方財政負担の状況について (令和3年度研究報告書 No.4) 全国都道府県教育長協議会第4部会

令和4年3月発行

編集・発行全国都道府県教育委員会連合会〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-1

尚友会館

電話 03-3501-0575